

令和元年度台風第19号災害対応 振り返り報告書



令和2年3月

岩手県

目次

はじめに	1
I 令和元年台風第 19 号の概要	2
1 気象概要	2
2 被害概要	5
II 現状の取組	7
平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた取組	7
III 課題・分析	11
1 市町村アンケート結果	11
2 自主防災組織代表者アンケート結果	13
3 報道関係者からの意見	15
IV 令和元年台風第 19 号災害に係る対応を踏まえた更なる防災対応力向上に向けた検討の視点	17
V 今後の防災対応のあり方について	19
1 地域防災体制	19
2 社会福祉施設等防災	21
3 河川・土砂災害防災	22
おわりに	25

はじめに

県では、平成 28 年台風第 10 号災害を教訓とした対応策を県地域防災計画に反映し、現在、関係機関等と連携し、その着実な推進に取り組んでいる。

しかし、近年、「想定外」と言われる自然災害が多発している。防災白書（平成 28 年度版「防災白書」特集 第 2 章 第 2 節「気候変動に伴い予想される災害の激甚化」）によると、地球温暖化が進行し、気温が上昇することで、大気中に含まれる水蒸気量が増加し、降水強度が増加すると予測されており、今後、気候変動に伴う強い台風の増加、短時間強雨や大雨の増加に伴う土砂災害の発生頻度の増加等が懸念されるとしている。

このような状況を踏まえ、県の防災対応力の更なる向上を図るため、令和元年台風第 19 号に係る対応の振り返りとして、計 2 回の調査会や検討会等の協議の中で議論を深め、現状を踏まえた課題と今後の対応策について、検討を重ねてきた。

なお、検討に当たっては、大雨特別警報が発表された 14 市町村、及び、自主防災組織代表者（個人として）を対象に実施したアンケート結果と、報道機関から伺った意見等も参考とした。

今般、その検討結果をまとめたので、ここに以下のとおり報告する。

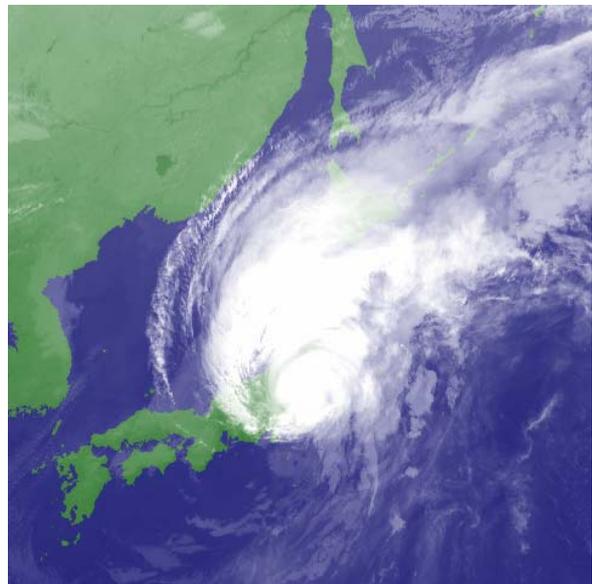
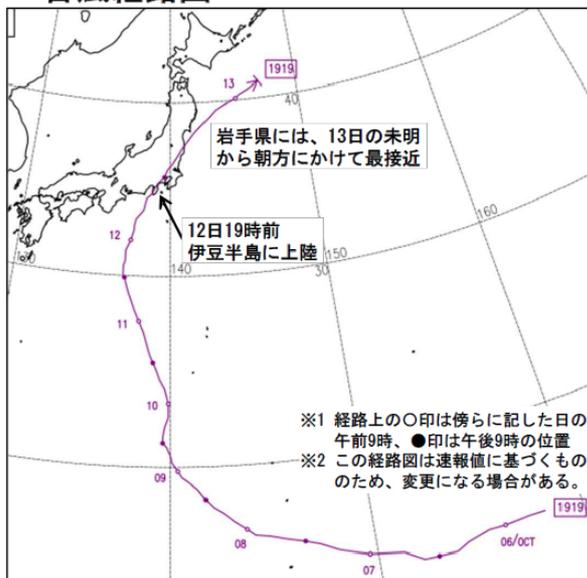
※ 当該検討の範囲は、災害発生前（平常時を含む）から災害発生直後の応急対応段階を対象としております。

I 令和元年台風第19号の概要

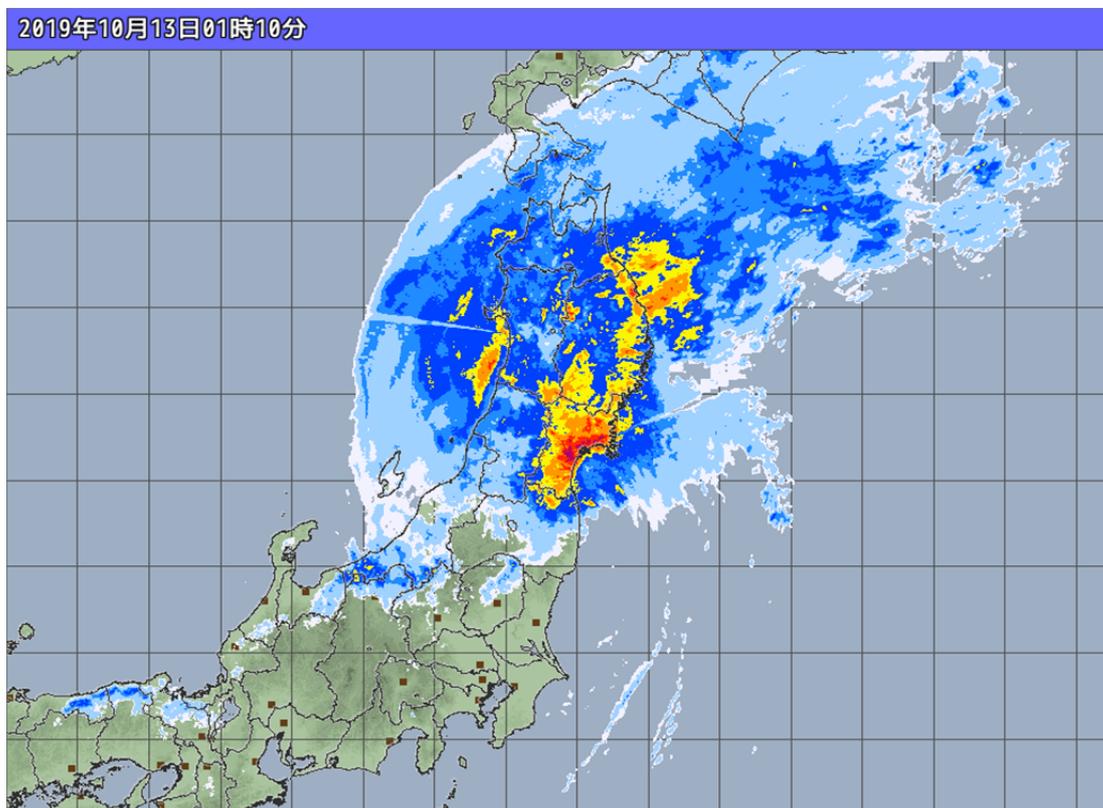
1 気象概要

(1) 気象の概況

・台風経路図



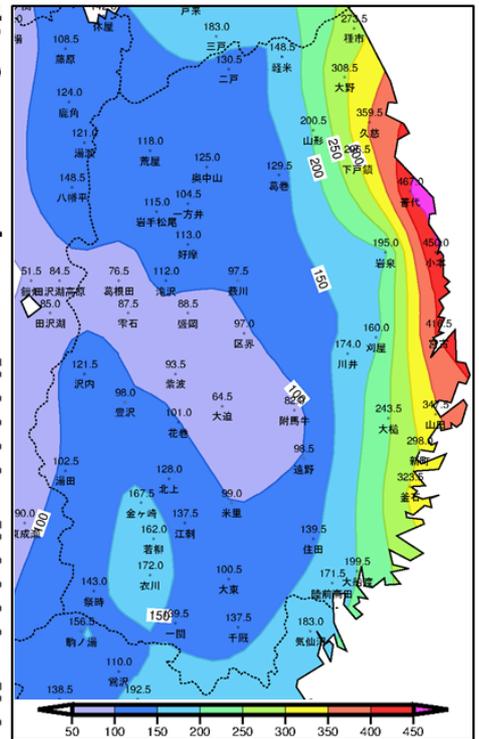
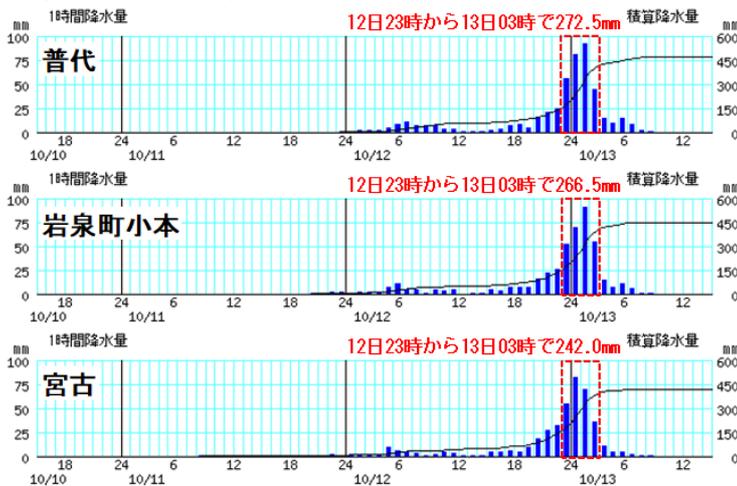
衛星写真（10月12日（土）13時）（提供：盛岡地方気象台）



雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）（提供：盛岡地方気象台）

総降水量(11日15時～13日15時)は沿岸の広い範囲で300mm以上と記録的なものとなり、特に多かった普代(467.0mm)、岩泉町小本(450.0mm)、宮古(416.5mm)では、10月の月降水量平年値の3倍以上の降水量となった。

・降水量の時系列図(mm)(11日15時～13日15時)



総降水量分布図(mm)
(11日15時～13日15時)

(提供：盛岡地方気象台)

- ・ 10月6日(日)に南鳥島近海で発生した台風第19号は、12日(土)19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方から福島県を通過し、13日(日)未明に東北地方の東海上に抜け、13日(日)12時に北海道の南東海上で温帯低気圧となった。
- ・ 台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。10日(木)からの総雨量は神奈川県箱根で1000mmに達し、東日本を中心に17地点で500mmを超えた。
- ・ 岩手県では11日(金)から前線の影響で雨が降り出し、台風が接近した12日(土)夜遅くから沿岸部で非常に激しい雨となって、最接近時の13日(日)未明には沿岸北部で1時間に100mm以上の猛烈な雨が降った。総雨量は普代の467mmを最大として、沿岸部の広い範囲で300mm以上となり、平成28年台風第10号をしのぐ記録的な大雨となった。
- ・ この記録的な大雨により、12日(土)15時30分に静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県の7都県に、12日(土)19時50分に茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県の5県に、13日(日)0時40分に岩

手県に大雨特別警報を発表した。

- 東京都江戸川臨海では観測史上1位の値を超える最大瞬間風速43.8mを観測するなど、関東地方の7か所で最大瞬間風速40mを超える暴風となったほか、東日本から北日本にかけての広い範囲で非常に強い風を観測した。また、12日には千葉県市原市で竜巻とみられる突風が発生した。

(2) 大雨等の状況 (台風第19号関連 10月10日(木)0時～10月13日(日)24時)

ア 主な1時間降水量 (アメダス観測値、何れも過去最高を記録)

記録起時		記録地点	降水量
10月13日 (日)	1時54分	普代村(普代)	95.0mm
	1時55分	岩泉町(小本)	93.5mm
	1時21分	宮古市(宮古)	84.5mm
	0時59分	山田町(山田)	77.5mm
	1時43分	久慈市(久慈)	71.0mm

イ 主な24時間降水量 (アメダス観測値、何れも過去最高を記録)

記録起時		記録地点	降水量
10月13日 (日)	6時10分	普代村(普代)	437.0mm
	6時50分	岩泉町(小本)	416.0mm
	4時10分	宮古市(宮古)	394.5mm
	6時30分	久慈市(久慈)	337.5mm
	6時40分	洋町町(大野)	289.5mm
	5時30分	洋野町(種市)	241.5mm

ウ 波浪の状況 (10月10日(木)0時～10月13日(日)24時)

【国土交通省港湾局所管】

記録日	記録地点	波浪高
10月13日 (日)	岩手中部沖	10.0m
	岩手北部沖	9.0m
	岩手南部沖	8.9m
	久慈港	7.6m

エ 大雨特別警報発表地域 (6市5町3村)

(7) 10月13日(日)0時40分

大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町、山田町、宮古市、岩泉町、
田野畑村、一関市

(1) 10月13日(日)1時55分

久慈市、普代村、野田村、洋野町

才 記録の短時間大雨情報発表地域（2市1町2村）

発表時期		市町村
10月13日 (日)	0時38分	宮古市東部、岩泉町岩泉、田野畑村（各約100mm）
	1時17分	普代村（約100mm）
	1時48分	宮古市東部（約100mm）、岩泉町岩泉（約110mm）、 田野畑村（約110mm）
	2時15分	久慈市東部（約100mm）

カ 土砂災害警戒情報発表地域（12市10町4村）

発表時期		市町村
10月12日 (土)	20時40分	一関市
	21時05分	釜石市
	21時20分	宮古市、田野畑村
	21時30分	大船渡市、大槌町、山田町、岩泉町、
	22時20分	陸前高田市
	22時40分	普代村
	22時50分	久慈市、野田村
	23時00分	奥州市、平泉町、住田町
	23時10分	遠野市
	23時30分	洋野町
10月13日 (日)	0時30分	盛岡市
	1時30分	葛巻町
	1時50分	八幡平市、滝沢市
	2時05分	軽米町
	2時20分	二戸市
	2時50分	一戸町、九戸村
	3時10分	雫石町

2 被害概要（令和2年3月9日（月）9時現在）

(1) 人的被害

- ア 死者3名（田野畑村1名（男性）、宮古市1名（男性）、釜石市1名（男性））
- イ 重傷4名（盛岡市1名（女性）、釜石市2名（男性、女性）、大船渡市1名（女性））
- ウ 軽傷3名（釜石市2名（女性2）、山田町1名（男性））

(2) 物的被害（住家被害）

- ア 全壊 46 世帯
- イ 半壊 838 世帯 うち大規模半壊 54 世帯
- ウ 一部破損 912 世帯
- エ 床上浸水 149 世帯
- オ 床下浸水 1,027 世帯

(3) 道路被害

- 県管理道路4路線4か所で全面通行止め
- ※一時、41路線58か所で全面通行止め

(4) 河川関係

- ア 氾濫危険水位超過河川
宇部川（久慈市、野田村）など15河川
- イ 避難判断水位超過河川
宇部川（久慈市、野田村）など23河川
- ウ 溢水河川
小屋畑川（久慈市）など6河川

(5) 鉄道関係

- ア JR八戸線
 - ・ 12月1日（日）から全線運行再開
 - ※ 階上～久慈間の23箇所が被害が発生
- イ 三陸鉄道
 - ・ 3月20日（金・祝）に三陸鉄道リアス線全線運行再開
 - ・ 久慈～普代間は3月14日（土）に、陸中山田～釜石間は、3月20日（金・祝）に運行再開
 - ・ 9月30日（水）まで応急復旧箇所について復旧工事を継続
 - ※ 線路被害は77箇所、電力信号通信被害は16箇所

(6) 被害総額

- 294億9,095万円（うち土木：約150.6億円、農林水産：約96.6億円、三陸鉄道：約20億円、商工：約19.5億円、環境生活：2.9億円等）
- ※ 被害状況については調査中であり、今後数値が変わる見込み。

II 現状の取組

平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた取組（新規取組抜粋）※詳細は資料編

平成 28 年台風第 10 号災害の教訓を踏まえ、発災前に行うとしたことが実施できたか、また、これまでに実施した取組が効果を発揮したのか等について、現状の取組を整理した。

(1) 地域防災体制

① 「風水害対策支援チーム」による市町村への避難勧告等発令の支援

県から市町村長等へ助言等を直接伝達するための体制整備

「風水害対策支援チーム」による研修会等の実施

- ・ 県では、平成 29 年 6 月 19 日に「風水害対策支援チーム」を設置し、台風等による風水害が予測される場合に、河川や気象に関する情報などを基に、風水害の発生が予想される地域の絞り込みを行うとともに、市町村に対して必要な助言を行うなど、市町村の風水害対策を支援している。
- ・ 令和元年度は、台風第 19 号に接近に伴い、風水害対策支援チーム会議を開催し、10 月 11 日の午後と 12 日の昼の 2 回、県から市町村長等に助言を行った。
- ・ 助言の内容は、11 日午後の 1 回目（15:24 頃までに伝達済）は、早期の警戒体制の確立の呼びかけ、12 日昼の 2 回目（13:16 頃までに伝達済）は、特に警戒を要する地域の提示、12 日の日中の避難完了等を求めることなどである。
- ・ また、チームの構成員である气象台等と連携し気象情報の活用、災害時の初動対応等に関する市町村職員の研修を例年実施している。（令和元年度は 17 市町村で実施）

② 自主防災組織等による地域の災害リスクの把握

県では、「県地域防災サポーター※」を地域からの要請を受けて派遣し、防災に関する講話、研修会、ワークショップ等を開催するほか、平成 30 年度から「自主防災組織活性化モデル事業※」を実施し、市町村における自主防災組織の活動の活性化と新規組織化を支援しており、そうした取組を通じて地域防災力の強化を図っている。

※【県地域防災サポーター】

平成 25 年度から実施。県内の防災に関する資格や経験を持つ自主防災組織リーダー、防災士、消防職員OB等をサポーターに登録し、市町村や地域からの要請に対し、自主防災組織の結成に係る助言、研修会等の講師として派遣。

※【自主防災組織活性化モデル事業】

1 年につき 3 地区程度モデル地区を選定し、岩手大学及び東北大学の支援を受けながらワークショップ等を開催し、自主防災組織のレベルアップを図るとともに、成果をとりまとめ県内に広く紹介して他地区の取組みの参考とする。

(2) 社会福祉施設等防災

① 個別計画策定に係る先進的な取組の共有

- ・ 県では、市町村における避難行動要支援者の避難支援の取組を促進するため、平成 30 年度において、市町村担当者を対象とした災害救助法等事務担当者研修会を開催し、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成、福祉避難所の設置等について周知を図った。
- ・ また、市町村や地域の福祉関係者等を対象とした地域福祉推進フォーラムを開催し、その中で避難行動要支援者支援に係る先進事例の紹介を行った。

② 社会福祉施設等の非常災害対策計画等の策定、避難訓練の実施

- ・ 県では、平成 29 年 8 月に、施設等の特徴に応じた非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施等の充実を図ることを目的に、県内における取組を事例集として作成し、指導や計画策定等の参考とするため、市町村や施設等へ配付したほか、平成 30 年には、総合防災室、県土整備部等と連携して、計画策定に関する市町村説明会を行った。
- ・ また、社会福祉施設等に係る監査指導の重点事項に防災対策に関する事項を明記したほか、洪水浸水想定区域内など立地している社会福祉施設等については、計画策定と避難訓練の実施状況を調査するなどし、定期的な状況確認と情報連携を図り、未策定施設等へは、市町村に対しての指導・助言を依頼した。
- ・ なお、県では、非常災害対策計画に類似するものとして要配慮者利用施設における避難確保計画があることから、講習会の開催や市町村の講習会に講師を派遣するなどして、策定を促進している。

(3) 河川・土砂災害防災

① 減災協議会の設立、運営

平成 29 年 5 月に三陸圏域、馬淵川米代川新田川圏域の減災対策協議会を設立し、平成 29 年 6 月に国が設置した北上川上流洪水減災対策協議会に県管理河川を追加した。

各協議会において、水位周知河川の指定計画などを定めた「今後 5 カ年の取り組み方針」を平成 29 年 12 月に決定し、毎年度フォローアップを実施している。

② 水位周知河川における防災行動計画「タイムライン」の作成

水位周知河川指定済の 28 市町村 38 河川に対し、令和 2 年 2 月末までに、19 市町村 30 河川でタイムラインを運用済である。

③ 沿川の土地利用を勘案した河川監視カメラや水位計等の観測施設の効果的な配置

- ・ 平成 30 年 3 月に、水位周知河川の基準観測所のうち、他管理者により設置済の箇所を除いた 31 箇所に河川監視カメラを設置し、河川情報システムで配信を開始している。
- ・ これに加え現在は、水位周知河川の危険箇所や水位計設置箇所に簡易型河川監視カメラを増設することとし、県において約 120 箇所で設置工事を進めている。
- ・ 量水票についても、地域の要望を踏まえながら設置を進めてきた。

④ 被災地への対応

- ・ 平成 29 年 5 月に岩泉町小本川を水位周知河川に指定済である。
- ・ 小本川上流部の岩泉町穴沢に、平成 30 年 5 月に水位計を設置済である。
- ・ 山田町関口川では、水位周知河川の運用を平成 30 年 9 月に再開した。

⑤ 水位周知河川に係る県・市町村間のホットライン体制の構築

平成 29 年 6 月から県内の全ての水位周知河川においてホットラインの運用を開始した。

【運用実績】（令和 2 年 2 月末時点）

2017(H29)年度	7 月から 3 月の 6 回の大雨及び台風	延べ 37 市町村(48 回)
2018(H30)年度	5 月から 10 月の 5 回の大雨及び台風	延べ 20 市町村(28 回)
2019(R 1)年度	6 月から 10 月の 5 回の大雨及び台風	延べ 25 市町村(39 回)

⑥ 洪水浸水想定区域の指定の推進

- ・ 平成 29 年 12 月に洪水浸水想定区域の指定に関する 5 カ年の計画を決定し、令和 2 年 2 月末までに 20 河川で想定最大規模の洪水浸水想定区域を指定済である。
- ・ 岩泉町小本川については平成 30 年 6 月に想定最大規模の洪水浸水想定区域を指定した。
- ・ 北上川水系における県管理区間の 10 河川について、平成 30 年 12 月までに想定最大規模の洪水浸水想定区域を指定済である。
- ・ 指定した洪水浸水想定区域は、県ホームページ上で公開している。

⑦ 浸水実績図の公表

平成 29 年 3 月に平成 28 年の台風第 10 号にかかる小本川等の浸水実績図データを岩泉町に提供し、また併せて、岩泉町の小本川、清水川及び安家川、宮古市の長沢川及び刈屋川、久慈市の久慈川、遠野市の小鳥瀬川、大槌町の大槌川の浸水

実績図を県ホームページ上で公開した。

⑧ 土砂災害に係る警戒避難体制の促進

土砂災害ハザードマップは、32市町村において作成済みである。1市において令和2年度に作成を予定している（令和2年1月31日時点）。

Ⅲ 課題・分析

1 市町村アンケート結果

令和元年台風第19号に係る市町村の対応等について確認するため、大雨特別警報が発表された沿岸13市町村と一関市の計14市町村を対象に、令和元年11月にアンケート調査を実施した。アンケート結果から、以下のとおり課題を整理した。

(1) 地域防災体制

① 市町村における避難勧告、避難指示（緊急）等発令のタイミングの妥当性

- ・ 避難勧告は日中に発令しているが、避難指示（緊急）は12日夜間から13日未明にかけて発令した。
- ・ 日中に避難指示（緊急）を発令しなかったのは、「全員避難（レベル4）に該当する避難勧告を日中に発令し、早期避難を呼びかけていたから」が最も多い。
- ・ 実際には多くの住民が夜間に避難しており、住民に、「避難勧告とは全員避難の意味である」ということが正しく伝わっていなかった。

※ 国が令和2年1月に台風被災地の住民3,078人を対象に行ったアンケートによると、「避難勧告」の意味を正しく理解していたのは26.8%にとどまっていた。

② 風水害対策支援チームの市町村への助言の効果

- ・ ほぼ全市町村がチームの助言は「役に立った」と回答した。
- ・ 1回目の助言は災害警戒本部等の設置、2回目の助言は避難情報の発令につながったと回答する市町村が多く、実際に避難勧告は日中に発令されている。
- ・ 避難指示（緊急）は夜間に発令されており、市町村防災担当者とホットラインで密な連絡をとってほしいという要望もあるなど、助言内容や助言の伝達方法について検討が必要である。

③ 市町村における夜間の避難実態

- ・ 避難の実時間と災害情報システム入力時間の時間差は「30分から1時間」が最も多く、長時間の遅れはなかった。
- ・ 12日夜間から13日未明にかけて多くの人が避難したことは事実である。

④ 防災気象情報の発表のあり方（深夜の発表の妥当性）

- ・ 市町村の避難指示（緊急）発令のトリガーは河川の水位が最も多く、次いで土砂災害警戒情報、大雨特別警報となっている。
- ・ 大雨特別警報は、「数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合」といった基準に基づいて、盛岡地方気象台が発表しており、今後も同様に発表する。
- ・ 一方で、住民の立場では、盛岡地方気象台からの土砂災害警戒情報、大雨特別警報等の防災気象情報や市町村からの避難勧告、避難指示（緊急）の発令な

ど様々な情報があり、理解が難しい。

⑤ 市町村防災職員の平時の研修支援、災害時支援のあり方

- ・ 県が例年市町村に出向いて実施している市町村職員研修（右欄参照）は、「役に立った」と「どちらともいえない」がほぼ同数であり、一定の効果はあった。
- ・ 避難所運営、支援物資等の集配をテーマにしてほしいという要望もあり、今後研修内容の充実など、検討が必要である。
- ・ また、岩手大学と連携し、自主防災組織や市民等を対象とした講習や訓練の実施について、検討が必要である。

(2) 社会福祉施設等防災

① 市町村から要配慮者利用施設への情報伝達

- ・ 情報伝達した市町村が6割、情報伝達していない市町村が4割となっており、情報伝達した6割の市町村のうち、情報伝達する際の基準が定められていない市町村が4割となっている。
- ・ 情報伝達するための市町村の体制整備や伝達基準の策定のための取組みが必要である。

② 要配慮者の個別計画に基づく避難

- ・ 避難行動要支援者名簿に記載されている人で避難した人を把握していない市町村が8割となっており、避難行動要支援者が避難したのかをどう把握するか、検討が必要である。
- ・ 避難行動要支援者名簿の事前提供が4割にとどまっており、事前提供に向けた取組みが必要である。
- ・ 個別計画の策定率が2割にとどまっており、個別計画策定促進に向けた取組みが必要である。

③ 要配慮者利用施設の入所者の避難

他施設への避難状況把握の仕組みがない市町村が6割となっており、把握するための市町村の体制整備が必要である。

(3) 河川・土砂災害防災

① 住民へのハザードマップの周知

- ・ 洪水ハザードマップは、14市町村中9市町村で作成済み、土砂災害ハザードマップは14市町村中13市町村で作成済み、内水ハザードマップは14市町村中3市町村で作成済みである。

- ・ ハザードマップが作成できていない理由は財源や人員面での問題もあるため、支援の検討が必要である。
- ・ ハザードマップ周知は作成済み市町村全てで全戸配布を実施しているが、ハザードマップを使用した避難訓練を実施している市町村は半数に留まっている。災害時に住民に迅速に避難してもらうためには、避難訓練まで実施する必要がある、訓練を進めるための取組みが必要である。

② 市町村や関係機関によるタイムラインの活用

- ・ タイムラインを作成済みの市町村 6 割、未作成の市町村 4 割となっており、作成済みの市町村ではほぼすべての市町村でタイムラインを活用している。
- ・ タイムライン策定促進に向けた取組みが必要である。
- ・ 気象情報等による支援チームの助言と河川水位の情報等をもとにしたタイムラインの齟齬について対応が必要である。

③ 河川情報システム、危機管理型水位計等の情報の活用

- ・ 河川情報システムはほぼすべての市町村で活用されているが、危機管理型水位計の活用が 6 割となっている。
- ・ 活用しなかった理由としてアクセス不能、閲覧しにくいという意見があったため、対応が必要である。

④ 河川管理者によるホットラインの効果

- ・ ホットラインを活用した市町村が 5 割、活用しなかった市町村が 2 割、実施されなかったと回答した市町村が 3 割だった。
- ・ 活用しなかった理由として、ホットライン実施前に避難情報を発令していたということがあげられており、ホットライン実施のタイミングについて、検討が必要である。

2 自主防災組織代表者アンケート結果

令和元年台風第 19 号が接近した際の住民の避難行動を確認するため、大雨特別警報が発表された沿岸 13 市町村と一関市の計 14 市町村の自主防災組織の代表者を対象に、令和元年 12 月にアンケート調査を実施した。アンケート結果から、以下のとおり課題を整理した。

(1) 地域防災体制

① 市町村における避難勧告、避難指示（緊急）等発令のタイミングの妥当性

- ・ 避難を行わなかった理由として、川の水位や雨の降り方から安全と自己判断した人が多い。

- ・ 自主防災組織に対する防災知識の普及啓発が必要である。

② 市町村における夜間の避難実態

- ・ 「夜間の避難は危険」、「避難の際に怖さを感じた」、「早めの避難情報を望む」という意見があった。
- ・ 「避難指示（緊急）の発令が必要」、「避難勧告がでていのに避難する人が少ない」という意見があった。避難勧告ではなく、避難指示（緊急）で避難する考えの人もいる。

③ 県ホームページ、SNS等による情報発信のあり方

- ・ 防災無線が聞こえない地域におけるSNSの利用も必要である。
- ・ テレビやラジオの情報により危険と考え避難した人が多いが、逆にその情報から自分の地域は安全と考え避難しなかった人も多い。
- ・ 既存の防災行政無線等に加え、テレビやラジオによる情報発信の影響力も高いことから、効果的な情報発信のあり方について、工夫が必要である。

④ 市町村防災職員の平時の研修支援、災害時支援のあり方

- ・ 避難を行った理由として「避難勧告の発令」が多く、市町村による避難情報発令の影響力は大きい。
- ・ 市町村による避難情報発令のタイミングの検討には、市町村職員の防災気象情報に関する理解が不可欠である。
- ・ 避難を行った理由として「近所の人による避難の勧め」が少ないため、地域での防災意識の向上が必要である。

(2) 社会福祉施設等防災

① 要配慮者の個別計画に基づく避難

「要配慮者のプライベートにどこまで関与していいのかわからない」、「要配慮者への避難の勧め方や避難所のあり方の検討が必要」という意見があった。

(3) 河川・土砂災害防災

① 住民へのハザードマップの周知

「地区のハザードマップの見直しの必要性、ハザードマップを作成したいがどうすればいいかわからない」といった意見があった。

② 河道掘削や河川の立木伐採による災害抑制

計画的な堆積土砂の撤去や立木伐採による河道の維持や、小河川や沢、水路等

の日常の障害物除去等により、流下能力を維持することが必要である。

3 報道関係者からの意見

県内の報道関係者にヒアリングを実施し、報道機関からみた行政の災害対応に関する課題等について確認した。

【県、市町村、防災関係機関の災害対応で感じた課題等】

- ・ 大雨特別警報の発表が夜間になるのはやむを得ないが、日中の明るいうちに、特別警報の基準に達するかもしれないと分かっていたのであれば、マスコミとしては、明るいうちからの避難を呼びかけたい。
- ・ 「いつもとは違う、今回は危ない。」という危機感を視聴者と共有できる報道ができるとうい。
- ・ 今夜のうちに避難情報を出すかもしれないという情報を出すこともありだと思ふ。
- ・ 記者会見するにしても誰が行うかという点が重要で、局アナだけではなく、県の防災担当や気象台等のプロの方からも、強いトーンで避難を呼びかけてもらえると、視聴者に伝わる。
- ・ テレビの視聴者には、知っている人が呼びかけるから興味を持って避難する人もいれば、実務担当者が必死そうで緊迫感が伝わるから避難しようという人もいる。発表するのが知事なのか、県の防災担当者なのか、いろいろ考えられる。
- ・ 風水害対策支援チームからの情報は伝えていたが、防災無線やエリアメールが届かないと、住民の避難にはなかなかつながらない。
- ・ 大雨特別警報が発表されたから避難するという人が多かった。大雨特別警報が発表されたら、避難はむしろ危険であるということを理解している人が少ない。
- ・ 風水害対策支援チームの助言で平成28年台風第10号をしのぐという表現を使用していたので、わかりやすかった。
- ・ 気象台は事前に大雨警報発表の可能性を出すので、この情報を受けた段階で、市町村も空振りを恐れずに踏み込んだ対応を行うことができると思ふ。
- ・ Lアラートの遅れもあったので、対応が必要である。
- ・ 災害発生時、市町村では人手が不足することは理解しているが、もう少し人を割いてもいいのではないか。事前の訓練や体制づくりの構築が必要である。

【情報発信について】

- ・ プロからの呼びかけが効果的なので、県の防災担当から明るいうちの避難を呼び

かけられればよいと思う。

- ・ 県のホームページで風水害対策支援チームの様子をみせるのも効果的。現場の生の緊迫感を伝えるのが重要である。
- ・ 川の水位上昇等、ディスプレイを使って視聴者に見せるのも効果的で印象に残る。
- ・ 伝え方は、「緊迫感」と「見てわかる」ということが重要である。
- ・ 風水害対策支援チームを緊迫感あるものにバージョンアップしてはどうか。チーム名を変えるか、会議を開催したではなく、チームを緊急招集とか、県・市町村が特別体制に入りましたとか、緊迫感を伝えるような表現で発表するほうが効果的。知事がメッセージ又はコメントを発表するというのも効果的である。
- ・ 避難の呼びかけは、シンプルなメッセージでいろんな媒体を通じて行うことが効果的である。

【警戒レベルについて】

- ・ 警戒レベル4で全員避難ということはずっと伝えてきている。
- ・ 警戒レベルは、表を見せながら説明せざるを得ず、わかりにくい。
- ・ 避難指示（緊急）と避難勧告のどちらが強いのかという問い合わせもある。
- ・ 警戒レベル5は紫色だが、レベル5はすでに災害が発生している状況なので、トリアージのように紫色ではなくて、黒色でもいいと思う。

【防災上の課題など】

- ・ 県が作成した対応状況表をみると、どこが危険なのかよくわかったので、報道しやすかった。
- ・ 行政でどこが大変なのかという情報を共有したい。共有できれば支援につながる。
- ・ 東日本大震災があって、津波のほうばかりに意識がいくが、今回の台風第19号で沿岸は豪雨災害が起きやすいということを再認識した。沿岸部が風水害の発生しやすい地域だということと災害時に孤立しやすい地域であるということを普段から伝える必要があると感じた。

IV 令和元年台風第19号災害に係る対応を踏まえた更なる防災対応力向上に向けた検討の視点

平成28年台風第10号災害を踏まえた現状の取組状況、市町村及び自主防災組織代表者に対するアンケート調査の結果、報道機関の意見等を踏まえると、次の視点で、検討する必要がある。

1 地域防災体制

(1) 安全かつ速やかに住民避難を促すための避難勧告等の発令（発令までのプロセス、発令内容の周知）

県では、平成29年6月に「風水害対策支援チーム」を設置し、台風等による風水害が予測される場合に、市町村が行う避難情報の発令への支援（助言）を行っているところであるが、一定の効果が認められており、今後もこの仕組みを維持していく必要がある。

ただし、より効果的なものとなるよう、県と市町村間で支援（助言）に係る取扱いを整理する必要がある。

(2) 地域防災力向上に向けた平常時からの取組

県では、地域防災力の強化を図るため、「いわて県民計画」において、「自助・共助・公助による防災体制づくり」を主要な政策項目として位置付け、県民への正しい防災知識の普及と防災意識の向上や地域コミュニティにおける防災体制の強化等に取り組んでいるところであるが、実際の住民の避難行動につながらない現状もある。

住民が、地域の災害リスクに対する危機感を共有することが、自主防災組織の活性化等、地域防災力の向上につながると考えられることから、こうした視点で既存の取組を改善する必要がある。

2 社会福祉施設等防災

(1) 要配慮者利用施設の避難確保計画及び社会福祉施設の非常災害対策計画の策定促進

県では、市町村を通じて、水防法、土砂災害防止法または津波防災地域づくり法で避難確保計画の作成が義務づけられた各施設並びに厚生労働省令により非常災害対策計画の作成が義務づけられた社会福祉施設における避難確保計画及び非常災害対策計画の策定を促しているところであるが、防災対応を円滑かつ迅速に実施するため、同計画に基づく避難訓練の実施が重要となる。また、計画がより実践的なものになるよう、避難訓練等を通じて、計画を検証し見直しを行う必要もある。

また、各施設は市町村との情報共有が非常に重要となることから、作成する避難確保計画及び非常災害対策計画が市町村地域防災計画と整合のとれた計画となるよ

う、計画作成の段階から、市町村と十分な連携・協力体制を構築することが重要であり、計画の作成に当たっては、県も必要な支援を行っていく必要がある。

(2) 避難行動要支援者名簿の活用と個別計画の策定促進

県では、避難行動要支援者の避難支援の取組を促進しているところであるが、避難行動要支援者名簿の事前提供は要支援者の約4割にとどまっており、これは、要支援者が身体の状態など自身の情報を周囲に知られたくない等の理由により、提供への同意が得られないことなどが主な課題となっている。

また、個別計画の策定が要支援者の約2割にとどまっていることについては、地域における避難支援者の確保が難しいことなどが主な課題となっている。

こうした平常時からの避難対策の重要性について、要支援者及び支援関係者の理解を一層促進するため、市町村への支援が必要である。

3 河川・土砂災害防災

(1) ハザードマップの周知

住民の避難行動につなげるための地域の災害リスク等の普及啓発に当たっては、ハザードマップの活用が有効であり、県では市町村を支援し、各種ハザードマップ作成を進めてきたところであるが、実際の住民の避難行動につながらない現状もある。

したがって、作成したハザードマップを活用し、地域の災害リスクについて住民の理解が進むよう、平時から積極的な取組を行う必要がある。

(2) タイムラインやホットライン、河川情報システム等の情報の活用

県では、水位周知河川における防災行動計画「タイムライン」の作成や、河川監視カメラ及び水位計等の効果的な配置を積極的に進め、住民の避難に資する河川の防災情報の発信を強化しているところであるが、住民の主体的かつ早期の避難に結びつけるため、防災情報システム等の周知を図るとともに、市町村と連携して、より実効性のある避難誘導體制の構築を図る必要がある。

V 今後の防災対応のあり方について

前述Ⅲ「課題・分析」により課題を抽出し、更なる防災対応力向上に向け、前述Ⅳ「令和元年台風第19号災害に係る対応を踏まえた更なる防災対応力向上に向けた検討の視点」を踏まえながら、台風第19号に係る対応の振り返りとして検討を行った結果、次のとおり今後の防災対応のあり方についてとりまとめたことから、このとおり対応を進めることとしたい。

1 地域防災体制

(1) 市町村が行う避難情報の発令（避難勧告、避難指示（緊急））への支援について

住民の早期避難実現のため、「風水害対策支援チーム」による支援（助言）を受けた市町村は、避難情報の発令に関する検討において、最大限尊重する取り扱いとし、その旨を地域防災計画等に規定する等、整理しておくことが望ましい。

＜対応策1-1＞県地域防災計画（1-3-127）に下記文言を追記〔新規〕

- 市町村は県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難勧告等、特に避難指示（緊急）の発令と日中の避難完了に努める。

なお、国の中央防災会議は台風第19号による災害からの避難に関するワーキンググループを立ち上げ、その中で、避難の意味の周知や避難勧告・避難指示（緊急）の改善について議論しており、今後、国の動向をみながら対応することも必要である。

＜参考＞国による検証結果（結論）を速やかに防災対応へ反映させる

- 県、市町村及び関係機関は、国（中央防災会議）による検証結果を速やかに具体的な防災対策として実行（防災計画の修正を含む）するとともに、必要な情報について県民が正確に理解するよう十分な説明を行い、周知を図る。

(2) 市町村が行う避難情報の発令に係る工夫について

住民の早期避難実現に向け、避難情報を発令する際、短い言葉で緊迫感を持って繰り返し呼びかけを行う等の工夫をすることが望ましい。

＜対応策1-2＞避難情報発令文の工夫

■ 避難勧告発令文例

「緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。〇〇地域に警戒レベル4、避難勧告を発令しました。速やかに全員避難を始めてください。避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。避難所は、●●です。」

（次ページにつづく）

(前ページのつづき)

■ 避難指示（緊急）発令文例

「緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。〇〇地域に警戒レベル4、避難指示（緊急）を発令しました。まだ避難していない方は、直ちに避難してください。避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、山と反対側の屋内の高いところに緊急に避難してください。」

(3) 地域防災力向上に向けた平常時からの取組について

① 住民の適切な避難行動につなげるための平常時からの取組

住民自らの避難行動を促す防災意識向上に向けた取組として、市町村はハザードマップを積極的に活用し、住民に地域の災害リスクをわかりやすく説明する機会を設けることが望ましい。

また、住民においては、地域の防災士・防災リーダーが中心となり、市町村等と連携しながら、地域の災害リスクに対する危機感を共有し、避難の必要性等について、あらためて理解を深める取組を進めることが適切である。（避難情報に関する理解促進を含む。）

<対応策1－3>住民の防災意識向上に向けた取組の実施

- 県は、県と市町村で養成した防災士を活用し、日本防災士会岩手県支部等と連携の上、自主防災組織における地区防災計画の策定支援に取り組む等、住民や自主防災組織の防災意識の更なる向上に努める。[新規]
- 県は、地域連携・地域貢献活動の活発な高等教育機関（岩手大学等）と連携し、県と市町村で養成した防災士や、高等教育機関（岩手大学等）で育成した防災リーダー・防災危機管理エキスパート等を活用して、住民や自主防災組織に対する防災知識の普及啓発に努める。[新規]

② 自治体（県、市町村）防災職員の資質向上に向けた取組

災害による被災は極めて多様であり、少子高齢化が進む中、自治体に求められる防災上の役割は、ますます高度化、多様化しているが、防災対策に活用できるICT技術も進展していることから、確かな防災知識に裏付けられた先進的な危機管理体制の構築の実現に向け、自治体職員に対し、より効果的な防災研修を実践していくことが望ましい。

＜対応策1－4＞自治体防災職員の資質向上に向けた取組の実施

- 県は、盛岡地方気象台と連携し、防災気象情報に特化したワークショップ型の防災研修会を実施し、自治体職員の防災気象情報に対する理解の徹底を図る。[新規]
- 県は、自治体職員研修（市町村職員研修等）の場を活用し、Lアラート（災害情報共有システム）の活用に係る理解促進を図る。（タイムリーにシステムを利活用することの重要性について再認識を図る等）

(4) 防災情報の発信について

① 県ホームページ、SNS等による情報発信のあり方

住民の避難行動を促す必要のある情報を発信する場合には、住民に対し、差し迫った危機感が伝わるよう工夫することが望ましい。

なお、自治体等は、平常時から報道機関との協力関係を構築しておくことが重要である。

＜対応策1－5＞防災情報の発信に係る工夫を实践

- 県は、「風水害対策支援チーム」による検討結果及び市町村に対する助言内容について、報道機関を通じて情報発信を行うに当たり、より県民に危機感が伝わるよう、「風水害対策支援チーム」の会議会場から中継し、大型ディスプレイを用いて説明する等の工夫を施す。[新規]
- 県は、県災害対策本部設置時など、大規模な災害が発生した場合は、県ホームページを災害用ページに切り替えること等について、検討する。[新規]
- 関係機関及び市町村は、やむを得ず深夜に情報発信（防災気象情報等）が必要な場合には、住民のとるべき行動についても併せて情報発信する等の工夫を施す。

2 社会福祉施設等防災

(1) 要配慮者利用施設及び社会福祉施設への情報伝達及び入所者の避難について

各施設において適切な防災対応を实践するためには、市町村との連携・協力体制を構築した上で、避難確保計画や非常災害対策計画を策定することが重要であり、同計画に基づく訓練の実施も必要不可欠である。

特に、防災対応を円滑かつ迅速に実施するためには、市町村との情報共有が重要であり、平常時から計画に基づく情報共有に係る訓練を実施することが望ましい。

また、実際に避難訓練を行い、計画の実効性について検証し、随時、見直しを図ることも重要である。

<対応策 2-1> 情報伝達訓練の実施等

- 県は、施設に対し、避難確保計画や非常災害対策計画に定めた情報収集・伝達訓練について、市町村や関係機関と連携して実施するよう促すとともに、指導監査等の機会を活用し、訓練の実施状況等について定期的に確認や指導・検証を行う等、計画がより実践的なものとなるよう支援を行う。
- 市町村は、施設への洪水予報等情報の伝達体制を検証し、より実践的なものとなるよう体制を整備する。

(2) 避難行動要支援者名簿や個別計画の活用による避難について

県内市町村では、避難行動要支援者名簿を本人が拒否しない限り、平時から消防機関、警察、民生委員、自主防災組織、行政区長などの避難支援等関係者へ提供可能とする条例を制定しているところがある。

また、個別計画の策定については、名簿作成の際に、要支援者の心身の状況等の情報を聞き取りするなど、名簿作成と並行して個別計画を策定するよう取り組んでいるところもある。

市町村において、平常時から避難支援等関係者間での着実な情報共有や、個別計画の策定、防災訓練・避難訓練等の取組を推進していくことが重要である。

<対応策 2-2> 個別計画策定支援

- 県は、市町村に対し、各種会議や研修を通じて、既に、名簿の事前提供や個別計画の策定を行っている市町村の取組事例を紹介するほか、同市町村で定めている実施要領等を参考資料として提供するなど、市町村で活用可能な具体的で実践的な情報提供に努める。
- 県は、個別計画の策定に向けた取組の効果が現れない市町村に対しては、ヒアリングを実施するなど、個別に具体的な支援を行う。

3 河川・土砂災害防災

(1) 住民へのハザードマップの周知

住民の適切な避難行動につなげるため、市町村においては、地域の災害リスクと避難の必要性を訴えていく努力が求められるが、住民が、地域の災害リスクを正しく理解するためには、ハザードマップの結果だけではなく、ハザードマップの情報と、防災気象情報や避難情報とを関連付けながら説明することが望ましい。

<対応策 3-1> ハザードマップの周知及び作成支援

- 市町村は、地域住民に対し、ハザードマップを活用し、地域の災害リスクと適切な避難行動について説明し、住民の防災意識向上に努める。

(次ページにつづく)

(前ページのつづき)

- 洪水浸水想定区域に係るハザードマップの作成については、国の防災・安全交付金の効果促進事業の対象となることから、県は市町村に対し、その活用について市町村の意向を踏まえながら、引き続き必要な支援を行う。
- 県は市町村に対し、大規模氾濫減災協議会の場等も活用しながら、他市町村の効果的な取組事例について共有を図る等の支援を継続して実施する。
- 県は市町村に対し、土砂災害警戒区域等の指定に係るハザードマップの作成・更新について、国の防災・交付金を活用し、引き続き作成の支援を行う。
- 県は市町村に対し、内水ハザードマップ作成の必要性に関する勉強会を開催するほか、内水ハザードマップ作成に向け、各地区の地域特性や事情等に応じた必要な助言等を行う。

(2) 市町村や関係機関による防災行動計画「タイムライン」等の活用

効果的な住民の避難誘導體制を構築するため、市町村や関係機関はより実効性のあるタイムラインを作成する必要がある、既存のタイムラインを活用しながら検証・見直しを進めることが望ましい。

また、市町村は防災対策に当たり、河川の防災情報を積極的に活用するとともに、住民が自主的に避難行動に移れるよう、河川の防災情報を取得することができるシステム等について周知を図ることも必要である。

<対応策3-2>タイムライン作成支援及び河川防災情報の活用

- 県は、タイムライン未作成の市町村に対し、定期的に状況確認や助言を行う等、策定促進に向けたフォローアップを実施する。
- 県及び市町村は、「風水害対策支援チーム」からの助言があった場合、河川水位の上昇を待たず避難情報発令を行うべきケースがあること等について、タイムラインへの付記を検討する。
- 河川情報システムや危機管理型水位計等の情報を閲覧するサイトを運営する危機管理型水位計運用協議会は、アクセス集中時でも確実な情報提供が行えるよう、サーバーの増強等、システムの改善に努める。[新規]

(3) 河道掘削や河川の立木伐採による災害抑制

減災に向け、河道掘削や河川の立木伐採を進めることが望ましい。

<対応策 3-3>河道掘削、立ち木伐採の実施

- 県は、河道状況の把握に努めつつ、引き続き、計画的に河道掘削、立ち木伐採を実施する。

(4) 河川管理者によるホットライン

河川の水位に係る情報は住民の生命に直接関係する情報であり、伝達に万全を期する必要があることから、既に避難情報が発令されていても、避難判断水位到達による河川管理者からのホットラインは実施することが望ましい。

<対応策 3-4>河川管理者によるホットラインの実施

- 河川管理者は、避難情報の発令有無にかかわらず、避難判断水位到達によるホットラインを実施する。

おわりに

近年、「想定外」と言われる自然災害が多発しており、「自助」「共助」「公助」それぞれの地域防災力の向上が求められている。

本検討会・調査会では、台風第19号災害の対応について振り返りや検討を重ね、今後の望ましい方向性をまとめた。

今後、市町村や防災関係機関と連携を図りながら、県として、「V今後の防災対応のあり方について」の記載内容の実施に向けて取り組んでいく。

付属資料

I 調査会・検討会構成員名簿、検討経過等

1 調査会・検討会構成員名簿

国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所 調査第一課長 石村靖

盛岡地方气象台 防災管理官 中塚斉

陸上自衛隊岩手駐屯地 第9特科連隊第3科長 成本由志

岩手県消防長会 警防課長 中村義昭

岩手県警察本部 警備課長 今野清彦

岩手県総務部 総合防災室長 佐々木隆

岩手県政策地域部 台風災害復旧復興推進課長 千葉実

岩手県保健福祉部 保健福祉企画室企画課長 阿部真治

岩手県保健福祉部 地域福祉課総括課長 菊池優幸

岩手県県土整備部 県土整備企画室企画課長 菊地幸男

岩手県県土整備部 河川課総括課長 幸野聖一

岩手県県土整備部 砂防災害課総括課長 菅原博秋

岩手県県土整備部 下水環境課総括課長 水野久禎

岩手大学 名誉教授 齋藤徳美

岩手大学地域防災研究センター 客員教授 越野修三

NHK盛岡放送局 放送部部長 川合伸二※

岩手日報社編集局報道部次長 鹿糠敏和※

宮古市 危機管理課長 川原栄司

久慈市 消防防災課長 嵯峨一郎

釜石市 防災危機管理課長 千葉博之

山田町 危機管理室長 河村壽恵男

普代村 総務課長 川向正人

※NHK盛岡放送局及び岩手日報社は検討会のみ参加

2 検討経過

回	時期	検討内容
第1回調査会	令和元年12月20日	・論点整理 ・論点に係る意見交換
第2回調査会	令和2年1月31日	・論点に係る現状の取組みと今後の対応 ・報告書の構成案
検討会	令和2年3月6日	・県地域防災計画修正案 ・報告書案

II 資料編

- 1 平成28年台風第10号災害を踏まえた取組（詳細）
- 2 市町村アンケート結果
- 3 自主防災組織代表者アンケート結果

資料編

平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた取組（詳細）

区 分	平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた対応策	これまでの取組内容	備 考
I 河川・土砂災害対策の推進 1 河川災害対策の推進	(1) 減災協議会の設立、運営【国・県・市町村】《新規》 河川に係るソフト対策とハード整備を一体的に行うため、国、県、市町村により構成する減災対策協議会を設立し、今後 5 年間で実施する取組を決定するとともに、その取組状況についてフォローアップを実施する。	平成 29 年 5 月に三陸圏域、馬淵川米代川新田川圏域の減災対策協議会を設立し、平成 29 年 6 月に国が設置した北上川上流洪水減災対策協議会に県管理河川を追加。 各協議会において、水位周知河川の指定計画などを定めた「今後 5 カ年の取り組み方針」を平成 29 年 12 月に決定し、毎年度フォローアップを実施しているところ。	
	(2) 水位周知河川に係る指定区間の選定基準の追加【県】 指定区間の選定規準に、従来の「人口や資産が集中する区間」、「過去に浸水被害が発生した区間」、「防災に関するニーズが高い区間」に、「防災拠点（役場等）を含む区間」を追加する。	指定区間の選定基準に「防災拠点（役場等）を含む区間」を追加したうえで、平成 29 年 12 月に水位周知河川指定に関する 5 カ年の計画を決定。これに基づき、令和 2 年 2 月末までに 38 河川 47 区間を指定済。	
	(3) 水位周知河川における防災行動計画「タイムライン」の作成【県・市町村】《新規》 「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を、全ての水位周知河川において市町村と連携して作成し運用する。	水位周知河川指定済の 28 市町村 38 河川に対し、令和 2 年 2 月末までに、19 市町村 30 河川でタイムラインを運用済。	
	(4) 水位周知河川制度の周知【県】 県は、機会をとらえて市町村に水位周知河川制度を周知するとともに、住民説明会やホームページ等を活用して県民への制度の周知を図る。	平成 29 年度から、毎年出水期前に県出先機関と関係市町村とで打合せを実施し、お互いの防災体制を共有し、水位周知河川等の防災に資する制度等について相互確認する取組を行っている。また、岩手県ホームページで、広く一般に向け、水位周知河川制度の周知に努めているところ。	
	(5) 沿川の土地利用を勘案した河川監視カメラや水位計等の観測施設の効果的な配置【県・市町村】《新規》 県は、平成 29 年度までに水位周知河川、岩泉町小本川及び山田町関口川（計 33 箇所）の基準観測所に河川監視カメラの設置を行い、河川情報システムにより住民に配信する。 また、地域住民や市町村と調整を行いながら住民が簡易に現地水位を目視確認できる量水標の設置を推進するとともに、市町村独自の水位計、量水標、河川監視カメラ等の設置等の取組を促進する。	平成 30 年 3 月に、水位周知河川の基準観測所のうち、他管理者により設置済の箇所を除いた 31 箇所に河川監視カメラを設置し、河川情報システムで配信を開始。 これに加え現在は、水位周知河川の危険箇所や水位計設置箇所に簡易型河川監視カメラを増設することとし、県において約 120 箇所設置工事を進めているところ。 量水票についても、地域の要望を踏まえながら設置を進めてきたところ。	
	(6) 簡易な方法での水位計測、流域雨量指数の活用等の検討【県・市町村】 県、市町村は、避難勧告等の発令基準をよりの確にするため、関係機関等が連携して簡易な方法での水位計測、流域雨量指数の活用等について検討する。	県において、洪水時のみ水位を観測する「危機管理型水位計」を 325 箇所（260 河川）に設置し、令和元年度 5 月から運用を開始。 また、県では、市町村防災職員研修等の場を通じ、盛岡地方气象台と連携して、流域雨量指数の活用について周知を図っているところ。	
	(7) 被災地への対応【県】《新規》 県は、平成 28 年の台風第 10 号により甚大な浸水被害のあった岩泉町小本川について、平成 29 年 5 月までに水位周知河川の指定を行う。また、小本川上流部において平成 29 年度中に水位計を設置する。 また、東日本大震災津波により水位観測地点が感潮区間となったため運用休止中の山田町関口川において、平成 29 年度中に水位計の移設を行い、運用を再開する。	平成 29 年 5 月に岩泉町小本川を水位周知河川に指定済。 小本川上流部の岩泉町穴沢に、平成 30 年 5 月に水位計を設置済。 山田町関口川では、水位周知河川の運用を平成 30 年 9 月に再開。	
	(8) 水位周知河川に係る県・市町村間のホットライン体制の構築【県・市町村】《新規》 水位周知河川において、河川管理者から市町村長（または防災担当幹部職員）へ河川情報を直接電話連絡する体制を構築する。	平成 29 年 6 月から、県内の全ての水位周知河川においてホットラインの運用を開始。 【運用実績】（令和 2 年 2 月末時点） 2017 (H29) 年度 7 月から 3 月の 6 回の大雨及び台風 延べ 37 市町村（48 回） 2018 (H30) 年度 5 月から 10 月の 5 回の大雨及び台風 延べ 20 市町村（28 回） 2019 (R 1) 年度 6 月から 10 月の 5 回の大雨及び台風 延べ 25 市町村（39 回）	
	(9) 水位到達情報の伝達手段の改善等【県】 県庁から関係機関（報道機関等）への伝達手段を、平成 29 年 5 月を目途に従来のファクシミリによる伝達から、河川情報システム及びメールによる伝達に改めるとともに、河川情報システムのサーバーの増強を行う。	平成 29 年 5 月から、県庁から関係機関（報道機関等）への伝達手段を河川情報システム及びメールによる伝達に変更済。また、河川情報システムのサーバーの増強を平成 29 年 6 月に実施しており、令和元年度の台風 19 号時には、平成 28 年台風 10 号時（約 11,000 件）を大きく超える過去最大のアクセス（約 25,000 件）があったところだが、河川情報システムの閲覧に支障は出なかったところ。	
	(10) 洪水浸水想定区域の指定の推進【県】《新規》 大規模氾濫減災協議会において、洪水浸水想定区域の指定 5 カ年計画について決定するとともに、可能な限り計画を前倒しし、市町村のハザードマップ作成を支援する。 特に、岩泉町小本川については、平成 29 年 12 月までに洪水浸水想定区域の指定を行う。 北上川水系における県管理区間の 10 河川については国管理区間との差異を解消するため、想定最大規模の洪水浸水想定区域に見直す。 また、洪水浸水想定区域図をホームページ上で公開し、広く周知する。	平成 29 年 12 月に洪水浸水想定区域の指定に関する 5 カ年の計画を決定し、令和 2 年 2 月末までに 20 河川で想定最大規模の洪水浸水想定区域を指定済。 岩泉町小本川については、平成 30 年 6 月に想定最大規模の洪水浸水想定区域を指定。 北上川水系における県管理区間の 10 河川については、平成 30 年 12 月までに想定最大規模の洪水浸水想定区域を指定済。 指定した洪水浸水想定区域は、県ホームページ上で公開しているところ。	

区 分	平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた対応策	これまでの取組内容	備 考
	(11) 浸水実績図の公表【県】《新規》 地域の水害リスクを簡易的に把握するため、平成 28 年の台風第 10 号等による浸水実績図を作成し、平成 29 年 3 月までに関係市町村へ提供およびホームページ上で公開し、住民の防災意識醸成や市町村の避難計画の作成を支援する。	平成 29 年 3 月に平成 28 年の台風第 10 号にかかる小本川等の浸水実績図データを岩泉町に提供し、また併せて、岩泉町の小本川、清水川及び安家川、宮古市の長沢川及び刈屋川、久慈市の久慈川、遠野市の小鳥瀬川、大槌町の大槌川の浸水実績図を県ホームページ上で公開した。	
2 土砂災害対策の推進	(1) 土砂災害警戒区域に係る基礎調査の実施及び調査結果の公表の推進【県】 県は、要配慮者利用施設を優先しながら土砂災害危険個所の基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域の指定及び公表を進める。	11,457 箇所について基礎調査結果の公表を行っており、7,191 箇所について土砂災害警戒区域等の指定を行っている（令和元年 11 月 30 日時点）。	
	(2) 土砂災害に係る警戒避難体制の促進【県】《新規》 県は、各市町村における地域防災計画への反映や土砂災害ハザードマップの作成状況など、土砂災害警戒区域に係る警戒避難体制の整備状況について進捗管理を行い、各種会議等の場で公表し情報共有を図るとともに、未整備の市町村における早期整備を促進する。	土砂災害ハザードマップは、32 市町村において作成済みである。1 市において令和 2 年度に作成を予定している（令和 2 年 1 月 31 日時点）。	
	(3) 土砂災害危険箇所に立地する要配慮者利用施設への注意喚起【県】 県は、毎年 6 月の土砂災害防止月間に合わせて実施している土砂災害危険箇所点検パトロールについて、要配慮者利用施設が立地する箇所を優先点検箇所として位置付け、施設管理者との合同点検を実施するとともに、点検結果や県等が公表している防災情報の活用方法等について個別に説明する。 また、土砂災害危険箇所に立地する要配慮者利用施設に対して、ダイレクトメール等により土砂災害への注意喚起を促す。	先の取組に加え、令和元年度からは新たに、市町村に対して「土砂災害に対する備えや注意喚起」について、広報掲載や土砂災害警戒区域等の保全対象人家などへの配布を依頼した。 保健福祉部では、台風発生などの災害発生が予想されるたびに、市町村を通じて、災害対応の確認のほか非常用発電機の確認、食料の確保など、社会福祉施設等への注意喚起を行っている。	
II 市町村における防災体制及び市町村への支援体制の強化 1 全庁をあげて役割分担する防災体制の構築及び実効性を高めるための訓練の実施	(1) 全庁をあげた防災体制の構築と、台風等に備えた早めの体制の切り替え【市町村】《新規》 大規模な災害に備え、情報を収集・分析する組織、一般住民からの情報や問い合わせに対応する組織、避難勧告等の情報を住民へ伝達する組織に分けるなど、防災担当課だけではなく、全庁（市町村の組織全体）をあげた体制を整備する。 また、台風等、事前に災害の発生が予想される場合には、早期に全庁をあげた体制に移行する。	市町村	
	(2) 岩手県災害情報システムを活用した訓練の実施【国・県・市町村】 岩手県災害情報システムを活用し、被害状況の把握や報告、支援要請等、情報の分析や伝達を確実に行うための訓練を実施する。	県では、气象台等と連携し気象情報の活用、災害時の初動対応等に関する市町村職員の研修を例年実施しており、その中で災害情報システムの活用や図上訓練等を行っている。（令和元年度は 17 市町村で実施）	
	(3) 災害発生状況を考慮した避難勧告等の発令訓練の実施【市町村】 避難勧告等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した避難勧告等発令の訓練を定期的に実施する。	市町村	
	(4) 職員を対象とした研修会や訓練の実施【県・市町村】 県、市町村の防災担当職員を対象に気象情報、土砂災害警戒情報システム、河川情報システムの見方等に関する研修会を開催し、災害時における情報収集・分析のための基礎的な知識を習得する。 市町村は、災害時の体制を踏まえた研修会や訓練の実施により、職員の災害対応力の向上を図り、県はこれらの研修会や防災訓練の実施を支援する。 また、県は、職員の受講機会の確保や研修の充実等を図るため、本県自治体における職員研修・訓練のあり方等について検討し、その検討結果を踏まえた職員研修・訓練を行う。	県では、総合防災室及び県災害対策本部支援室の職員を対象に、毎年度初めに災害時の対応等についての研修を行うとともに、図上訓練を行うことにより、災害対応に係る知識の習得と対応力の向上を図っている。 また、气象台等と連携し気象情報の活用、災害時の初動対応等に関する地方支部（広域振興局等）職員及び市町村職員の研修を例年実施している。（令和元年度は、4 地方支部、17 市町村で実施）	
2 災害時における情報収集・分析を行い、首長の判断を支える体制の構築・人材の育成	(1) 情報収集・分析を行い、首長を補佐する体制の構築・人材の育成【市町村】《新規》 市町村は、避難勧告等の発令に資する情報の分析を担う組織や、市町村長の避難勧告等発令の意思決定を補佐する組織を設置するとともに、担当する職員を研修会等に積極的に参加させるなど、人材の育成を行う。	市町村	
	(2) 首長を対象としたトップセミナーの開催【国・県】 国や県は、市町村長の防災に係る情報提供や意識高揚を図るため、防災の専門家による講演や事例紹介等、市町村長を対象としたセミナーを実施する。	県では、例年、市町村長を対象に「防災・危機管理トップセミナー」を開催し、災害時等に首長が取るべき行動や、近年の豪雨災害事例等について、専門の学識者に講演をいただいている。 H31. 1. 22 「地域を知り、防災を考えるー最近の豪雨災害事例から学ぶことー」 静岡大学防災総合センター 牛山教授 H30. 1. 19 「災害時に首長がとるべき行動」兵庫県立大学大学院 室崎教授 等	

区 分	平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた対応策	これまでの取組内容	備 考
<p>3 災害時に河川管理者や気象台、防災対応経験が豊富な専門家の知見を市町村が活用できる防災体制の構築</p>	<p>(1) 「風水害対策支援チーム」(仮称)による市町村への避難勧告等発令の支援【国・県・専門家】《新規》 台風等、災害の発生が予測される場合には、気象台、河川管理者、県の防災関係課、専門家等による「風水害対策支援チーム」(仮称)を設け、防災情報や知見を共有するとともに、市町村長が避難勧告等の発令を判断する上で参考となる助言内容の検討を行う。 また、事前に予測ができない災害(通常の大雨災害等)の場合においては、県の防災関係課は、気象台等と連携し、積極的に市町村に情報提供を行う体制を構築する。</p> <p>(2) 県から市町村長等へ助言等を直接伝達するための体制整備【県・市町村】《新規》 「風水害対策支援チーム」(仮称)で検討した、避難勧告等発令を判断するための情報や助言内容等について、県から市町村長等へ直接伝達を行う。</p> <p>(3) 「風水害対策支援チーム」(仮称)による研修会等の実施【国・県】《新規》 「風水害対策支援チーム」(仮称)は、平常時に市町村職員を対象とした避難勧告等発令をはじめ、防災体制に係る研修会などを実施する。</p>	<p>県では、平成 29 年 6 月 19 日に「風水害対策支援チーム」を設置し、台風等による風水害が予測される場合に、河川や気象に関する情報などを基に、風水害の発生が予想される地域の絞り込みを行うとともに、市町村に対して必要な助言を行うなど、市町村の風水害対策を支援している。 令和元年度は、台風第 19 号に接近に伴い、風水害対策支援チーム会議を開催し、10 月 11 日の午後と 12 日の昼の 2 回、県から市町村長等に助言を行った。 助言の内容は、11 日午後の 1 回目(15:24 頃までに伝達済)は、早期の警戒体制の確立の呼びかけ、12 日昼の 2 回目(13:16 頃までに伝達済)は、特に警戒を要する地域の提示、12 日の日中の避難完了等を求めることなど。 また、チームの構成員である気象台等と連携し気象情報の活用、災害時の初動対応等に関する市町村職員の研修を例年実施している。(令和元年度は 17 市町村で実施)</p>	
<p>Ⅲ 住民等への具体的・確実な避難勧告等の伝達及び避難行動の周知徹底</p> <p>1 住民にわかりやすい避難勧告等の実施(内容)及び住民に確実に届く避難勧告等の実施(手段)並びに実効性を高めるための訓練の実施</p>	<p>(1) 住民等に対する防災知識の普及・啓発【国・県・市町村】 国、県、市町村は、それぞれ様々な機会をとらえ住民の防災知識の普及・啓発を図る。 また、「避難準備情報」が「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更されたことから、用語の意味等についても住民等へ周知する。</p> <p>(2) 台風接近時等における住民への注意喚起【市町村】《新規》 市町村は、台風接近時等、大雨の予報等が発表された段階から災害の危険が去るまでの間、避難勧告等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。</p> <p>(3) 災害の種別に応じた避難勧告等の伝達文の作成【市町村】 市町村は、避難勧告等を発令する際には、住民がとるべき避難行動を理解できるよう、どのような災害が、どの地域に発生するおそれがあるのか、どのような避難行動をとるべきか等を具体的に伝える。 また、あらかじめ災害種別に応じた伝達文を作成する。</p> <p>(4) Lアラートを活用した避難勧告等の情報伝達【県・市町村・報道機関】 テレビやインターネットなどを活用し、迅速に住民に避難情報を伝達するため、市町村はLアラートを活用した避難勧告等発令を行う。</p> <p>(5) 岩手県災害情報システムを活用した訓練の実施【国・県・市町村】 岩手県災害情報システムを活用し、Lアラート、ツイッター、フェイスブックによる避難勧告等の情報発信訓練を実施することにより、住民への確実な情報伝達を図る。</p> <p>(6) 要配慮者利用施設への情報伝達体制の構築【県・市町村】 県、市町村等は、避難情報の種類や内容等について、要配慮者利用施設への周知を行う。 また、市町村は、災害時に早めの避難行動が必要となる要配慮者利用施設に対して、避難勧告等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。</p> <p>(7) 住民参加型の避難訓練の実施【県・市町村】 県総合防災訓練や市町村の防災訓練において、避難勧告等発令による避難訓練を実施することにより、災害時における住民の迅速・確実な避難行動につなげる。</p>	<p>国が、平成 31 年 3 月にガイドラインを改訂(大雨・洪水や土砂災害の際に、これまでの言葉による情報発信に加えて、警戒レベル(L)を 5 段階の数字で危険度を示すもの)したを受け、気象庁による警戒レベルの運用開始前に、市町村担当者連絡会議を開催し、市町村への周知徹底を図った。 また、県内全世帯に配付する「いわてグラフ」令和元年 10 月号等において、自然災害への備え等についての 4 ページの特集に関する情報を盛り込むなどして、県民への周知を図っている。</p> <p>市町村</p> <p>市町村</p> <p>県では、平成 28 年 4 月の県災害情報システムの運用開始と併せて、Lアラートを活用して避難勧告等の情報伝達を実施している。</p> <p>県では、平時の図上訓練等において、災害情報システムを活用した訓練を行うとともに、災害時には、上記Lアラートのほか、県のツイッターやフェイスブックにより情報発信を行い、県民への情報伝達を図っている。</p> <p>県では、平成 29 年 9 月 20 日に社会福祉施設等における水害・土砂災害の防災体制整備及び避難行動に係る留意事項について、市町村に対して指導監督権限を有する施設等への周知を依頼した。 さらに、国が平成 31 年 3 月にガイドラインを改訂(大雨・洪水や土砂災害の際に、これまでの言葉による情報発信に加えて、警戒レベル(L)を 5 段階の数字で危険度を示すもの)したことを受け、市町村に対して、指導監督権限を有する施設等への周知を依頼した。</p> <p>県では、例年実施している総合防災訓練において、開催市町村と連携し、実践的な訓練を行っている。 平成 30 年の県総合防災訓練においては、地震による津波の発生及び土砂災害を想定し、高台避難、来訪者(外国人観光客、釣り人等)避難、福祉施設入所者避難訓練や、災害現場における防災関係機関の連携強化による津波防御、応急救護所開設・運営、傷病者搬送訓練等を実施した。</p>	
<p>2 土地の災害リスク情報や災害時にとるべき避難行動の住民等への周知、自主防災組織</p>	<p>(1) 広報紙等による災害時にとるべき避難行動の周知【県・市町村】 県や市町村は、広報紙等を活用し、災害危険箇所の把握の必要性や災害時の避難の方法(水平避難・垂直避難)、避難所の確認など、災害時にとるべき行動について住民への周知を行う。</p>	<p>県では、県内全世帯に配付する「いわてグラフ」令和元年 10 月号等において、自然災害への備え等について 4 ページの特集を組んだほか、テレビの広報コーナー「いわてわんこ広報室」等を通じて、災害時の行動等について、県民への周知を図っている。</p>	

区 分	平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた対応策	これまでの取組内容	備 考
等による野外調査、勉強会の実施・	<p>(2) いわてモバイルメールへの登録推進【県】 各種気象情報や土砂災害警戒情報、河川水位到達情報などを直接住民に伝達できる手段であるいわてモバイルメールへの登録を推進し、住民の主体的な避難の促進を図る。</p> <p>(3) 防災マップ等による危険箇所、避難所等の周知【市町村】 市町村は、住民に防災マップ等を配付したり説明会を開くなど住民に対して、災害危険箇所や避難所等の周知を行う。</p> <p>(4) 自主防災組織等による地域の災害リスクの把握【県・市町村】《新規》 住民の適切な避難行動につなげるとともに、地域の防災力強化を図るため、県や市町村は自主防災組織や地域住民が主体となって地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の整備等を促進する。</p> <p>(5) 要配慮者利用施設へのリスク情報等の提供【国・県・市町村等】 国、県は、県内の要配慮者利用施設の管理者を対象に、河川や土砂災害情報等に関する説明会等を開催する。 市町村は、ハザードマップ作成を推進し周知を徹底するなど、要配慮者利用施設がリスク情報を容易に把握できるようにする。</p>	<p>いわてモバイルメールを活用し、防災気象情報、河川及び砂防等の情報の周知を図っている。 なお、平成 30 年において、メールの着信が大幅に遅れる事態が発生したことから、同年 11 月に回線の増強を図った。</p> <p>市町村</p> <p>県では、「県地域防災サポーター」を地域からの要請を受けて派遣し、防災に関する講話、研修会、ワークショップ等を開催するほか、平成 30 年度から「自主防災組織活性化モデル事業」を実施し、市町村における自主防災組織の活動の活性化と新規組織化を支援しており、そうした取組を通じて、地域防災力の強化を図っている。</p> <p>県では、要配慮者利用施設における避難確保計画の策定を促進するため、平成 30 年度において、関係室課と連携し 4 広域局単位で、計画未作成施設の管理者及び計画の点検・指導をする市町村職員を対象にした講習会を計 6 回開催し、災害時の情報を含めて理解増進を図った。</p>	
IV 住民等の安全な避難の確保 1 避難行動要支援者等の安全確保のための計画策定・避難訓練等の実施	<p>(1) 個別計画策定に係る先進的な取組の共有【県】《新規》 県は、避難行動要支援者名簿の活用や、個別計画の策定に係る先進事例等を紹介することにより計画策定を促進し、避難行動要支援者の避難支援の実効性を高める。</p> <p>(2) 社会福祉施設等の非常災害対策計画等の策定、避難訓練の実施【県・市町村等・関係団体・社会福祉施設等】《新規》 社会福祉施設等は、非常災害対策計画等を策定するとともに、市町村が提供した情報や社会福祉施設等自らが収集した情報を踏まえた判断や避難等の対応を行う訓練を実施し、継続的な改善に取り組む。 非常災害対策計画等の策定に当たっては、地域の関係者や関係機関の連絡先を盛り込むとともに、社会福祉施設等の入所者について地域と情報共有を図るなど地域との連携を進める。 県、市町村等は、社会福祉施設等の特徴に応じ、具体的なマニュアルの作成や取組事例の情報提供等を行うとともに、指導監督権限を有する社会福祉施設等の開設時と定期の指導監査に加え、定期的な確認を実施し、社会福祉施設等の非常災害対策計画等及び避難訓練実施の点検や指導・助言を実施する。 また、同じ市町村に立地する県所管の社会福祉施設等と市町村所管の社会福祉施設等について、非常災害対応等の情報共有を図る。</p> <p>(3) 住民参加型の避難訓練の実施【県・市町村】 県総合防災訓練や市町村の防災訓練、地域における避難訓練において、自治会や自主防災組織、消防団、福祉関係者等が連携し、避難行動要支援者の避難の支援に係る訓練を実施する。</p>	<p>県では、市町村における避難行動要支援者の避難支援の取組を促進するため、平成 30 年度において、市町村担当者を対象とした災害救助法等事務担当者研修会を開催し、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成、福祉避難所の設置等について周知を図った。 また、市町村や地域の福祉関係者等を対象とした地域福祉推進フォーラムを開催し、その中で避難行動要支援者支援に係る先進事例の紹介を行った。</p> <p>県では、平成 29 年 8 月に、施設等の特徴に応じた非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施等の充実を図ることを目的に、県内における取組を事例集として作成し、指導や計画策定等の参考とするため、市町村や施設等へ配付したほか、平成 30 年には、総合防災室、県土整備部等と連携して、計画策定に関した市町村説明会を行った。 また、社会福祉施設等に係る監査指導の重点事項に防災対策に関する事項を明記したほか、洪水浸水想定区域内など立地している社会福祉施設等については、計画策定と避難訓練の実施状況を調査するなどし、定期的な状況確認と情報連携を図り、未策定施設等へは、市町村に対しての指導・助言を依頼した。 なお、県では、非常災害対策計画に類似するものとして要配慮者利用施設における避難確保計画があることから、講習会の開催や市町村の講習会に講師を派遣するなどして、策定を促進している。</p>	
2 避難所・避難場所の迅速な開設・運営及び訓練の実施	<p>(1) 自主防災組織や住民等による避難所等の開設・運営【市町村】 住民等が早めの避難を行えるよう、自主防災組織や住民等が避難勧告等に合わせて迅速に避難所等の開設を行うとともに、避難生活が長期化した場合に市町村も一定の関与をしつつ、住民が主体となって避難所運営を行える体制を構築する。</p> <p>(2) 住民参加型の避難訓練の実施【県・市町村】 災害時の円滑な避難所運営のため、県総合防災訓練や市町村の防災訓練において、自主防災組織や住民等による避難所開設・運営訓練等を実施する。</p> <p>(3) 福祉避難所の周知【県・市町村】 県、市町村は、福祉避難所が要配慮者の保護を目的としているものであることを住民に周知する。</p>	<p>市町村</p> <p>県では、総合防災訓練を例年実施しており、この中で福祉施設入所者避難訓練等も行っている。</p> <p>県では、総合防災訓練を例年実施しており、この中で避難所開設・運営訓練等も行っている。</p> <p>県では、市町村における避難行動要支援者の避難支援の取組を促進するため、平成 30 年度において、市町村担当者を対象とした災害救助法等事務担当者研修会を開催し、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成、福祉避難所の設置等について周知を図った。 また、市町村保健・福祉主管課長会議において、避難行動要支援者への避難支援対策について説明を行い、福祉避難所の適切な周知・広報について取組を促した。</p>	

市町村アンケート結果【概要版】

1 市町村へのアンケートの概要

- 調査方法：沿岸部を中心とした県内14市町村にアンケート用紙を郵送。全市町村から回答あり。
- 調査期間：令和元年11月25日(月)～12月6日(金)
- 調査対象：宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町

2 アンケート結果【地域防災体制について】

<避難情報の発令について>

避難勧告及び避難指示(緊急)について、下表の6項目について調査。(Q1-1～Q5)

〔補足〕

避難指示(緊急)は、**いずれの市町村も夜の時間帯で発令**。(宮古市は発令なし)
20:00～22:00の間が5団体(大槌町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村)※最も早い発令は大槌町の20:00
22:00～0:00の間が2団体(久慈市、陸前高田市)
0:00以降が6団体(大船渡市、久慈市、釜石市、住田町、山田町、洋野町)※最も遅い発令は洋野町の1:50

項目	避難勧告	避難指示(緊急)	特記事項
Q1-1,1-2 発令のきっかけ(上位3項目)	県からの助言(6団体)、雨量(5団体)、河川の水位(3団体)	河川の水位(7団体)、土砂災害警戒情報(5団体)、雨量(4団体)	勧告と指示の間できっかけに差異あり。
Q2-1,2-2 伝達方法(上位3項目)	市町村行政防災無線(全市町村)、緊急速報メール(13団体)、電話・FAX・登録制メール(9団体)	市町村行政防災無線(12団体)、緊急速報メール(11団体)、電話・FAX・登録制メール(7団体)	勧告と指示の間で伝達方法に差異なし。
Q3-1,3-2 発令内容(最も多い手段)	避難所指定、立ち退き避難呼びかけ(全市町村)	屋内安全確保の呼びかけ(9団体)	勧告では「単に避難するよう呼びかけ」はなし。指示では3団体が実施。
Q4-1,4-3 対象範囲	一関市のみ区域を指定(63地区※に発令)	一関市のみ区域を指定(7地区※に発令)	宮古市は指示未発令(外への避難が危険と判断)。
Q4-2,4-4 区域指定できない主な理由	・市町村内全域で危険性あり(8団体) ・気象予報の精度が低い(3団体)	市町村内全域で危険性あり(9団体)	・日中は雨が強くなかったため(避難指示(緊急)の発令に相当しなかった)(8団体) ・(早期に)避難勧告を出していたため(8団体)
Q5 避難指示(緊急)を日中に発令できなかった主な理由	—	—	—

※災害情報システムに記載された地区を計上。

<風水害対策支援チームについて>

2回実施した風水害対策支援チームによる助言について、その効果と助言による対応、助言への要望について調査。(Q6～Q8)

〔補足〕

助言実施のタイミング：(1回目)10/11 15:20 (2回目)10/12 13:10

項目	1回目	2回目	特記事項
Q6 助言の効果	とても役に立った(8団体)、役に立った(6団体)	とても役に立った(7団体)、役に立った(6団体)、どちらともいえない(1団体)	1回目よりも2回目の方が効果が低くなった団体あり。
Q7 助言による対応	災害対策本部の設置(6団体)、避難情報の発令(3団体)、避難所の開設(2団体)その他として、準備行為が多くみられた。	避難情報の発令(10団体)、避難所の開設(5団体)	準備行為の例:「災害本部会議の開催」、「災害本部会議や避難情報の発令時間の検討」、「避難所の開設準備」など

●助言への要望(Q8)

- ・早期の情報提供(釜石市)、市町村防災担当者とホットラインで密な連絡(田野畑村)

<住民の避難行動(実避難の実態)について>

避難の実時間とシステム入力時間の時間差及び避難者を増やすための取組について調査。(Q9、Q10)

●避難の実時間とシステム入力時間の時間差(Q9)

- ・30分～1時間が最多(10団体)、0～30分は1団体。
- ※システムへの反映については、概ね30分以上のタイムラグが発生している状況。

●避難者を増やすための取組(Q10)

- ・「平時からの自治会、自主防災組織など、防災リーダーを中心とした自主的防災訓練や啓発活動」(全市町村)
- ・「市町村による平時からの住民への啓発活動(災害リスクや避難情報、避難所など)」(12団体)
- ・「避難所の環境整備」(9団体)

※避難者増加に向けては、発令時よりも平時の対応を重視する傾向。
※発令時における対応としては、自治会や自主防災組織、消防団による活動への期待が大きい。(行政職員による巡回広報との回答はなし)

<SNS等による情報発信・情報収集について>

市町村における情報発信方法や情報収集方法について調査。(Q11、Q12)

●HPやSNSによる情報提供の有無(Q11)

- ・ホームページやSNSによる情報提供は、全市町村で実施。

●SNSを活用した情報収集の有無(Q12)

- ・SNSを活用した情報収集(ディーサム、スペクティール)を行っている市町村はなかった。

<市町村職員防災対応研修会について>

県の市町村職員防災対応研修会について、今回の台風災害での効果と今後の研修会への要望について調査。(Q13、Q14)

●市町村研修会の効果(Q13)

- ・「とても役に立った」、「役に立った」(計5団体)
- ・「どちらともいえない」(4団体)
- ・「あまり役に立たなかった」(1団体)
- ・「受講したことがない」(4団体)
- ※未受講を除くと「役に立った」とそれ以外が半々の状況。

●市町村研修会への要望(Q14)

- ・引き続き研修会等の機会を利用した図上訓練の実施を希望(久慈市)
- ・避難所運営、支援物資等の集配等(洋野町)

<台風第19号を踏まえた防災対応について>

現在、立ち上げを検討している『防災サポート隊』へのニーズと活用案について調査。(Q15)

●防災サポート隊へのニーズの有無

- ・ニーズあり(10団体)、ニーズなし(4団体)

●活用案

- ・「防災訓練・研修会の実施」、「地域の実情に即した防災力強化」、「自主防災組織を対象とした研修会、組織の立ち上げ」など。

<その他>

●防災上の課題(Q16)

- ・平時から地域住民に対して説明が必要。(大船渡市)。
- ・被害報告の方法及び様式等について、統一的な指針などが必要。(久慈市)
- ・防災意識の低下、自主防災組織の活動低調(山田町)

市町村アンケート結果【概要版】

3 アンケート結果【保健福祉関係の防災について】

<市町村から要配慮者利用施設への情報伝達について>

要配慮者利用施設に対する情報伝達及びその基準の有無、基準の内容、警戒レベルごとの伝達状況について調査。(Q17-1～Q17-4)

Q17-1 情報伝達の有無	Q17-2 基準の有無	Q17-3 基準の内容
有:8団体 (宮古市、陸前高田市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、野田村、洋野町)	定められている:5団体 (宮古市、陸前高田市、大槌町、田野畑村、洋野町) ※大船渡市では情報伝達していないが、基準ありと回答 定められていない:3団体 (山田町、岩泉町、野田村)	・地域防災計画に記載(宮古市、陸前高田市、洋野町) ・住民向け情報伝達手段と同様(大船渡市、田野畑村) ・災害警戒本部との設置時刻が決定次第(大槌町)
無:6団体 (大船渡市、久慈市、一関市、釜石市、住田町、普代村)	—	—

● 警戒レベルごとの要配慮者利用施設への伝達状況(Q17-4)

- 警戒レベル3においては、「伝達した」と回答した全市町村で社会福祉施設に対して伝達。最も早い伝達は宮古市10/10-11であり、次に大槌町の10/11 15:15。多くの市町村は10/12の10時～16時の間に実施。伝達手段は主に電話が用いられており、そのほか、FAX、メール、防災無線も用いられていた。
- 警戒レベル4では、6市町村が伝達を行い、10/12 15:00～20:04の間に行われている。(うち、夜間は2団体)
- 警戒レベル5では、伝達を実施した2町村となり、伝達日時はいずれも10/13の深夜2時近くに行われた。

市町村	警戒レベル3			警戒レベル4			警戒レベル5		
	伝達日時	伝達先	伝達手段	伝達日時	伝達先	伝達手段	伝達日時	伝達先	伝達手段
宮古市	10/10-11 (避難準備発令前)	社福祉施設 医療施設	FAX メール						
陸前高田市	10/12 14:00	社福祉施設	電話	10/12 17:00	社福祉施設	電話			
大槌町	10/11 15:15	社福祉施設	電話 メール	10/12 20:04	社福祉施設(入所)				
山田町	10/12 16:00	社福祉施設	FAX	10/12 18:00	社福祉施設	FAX			
岩泉町	10/12 10:00	社福祉施設	電話						
田野畑村	10/12 11:30	社福祉施設	電話	10/12 15:30	社福祉施設	電話			
野田村	10/12 12:00	社福祉施設(入所)	電話	10/12 15:00	社福祉施設(入所)	電話	10/13 1:40	社福祉施設(入所)	電話
洋野町	10/12 13:00	社福祉施設	防災無線個別受信機	10/12 16:00	社福祉施設	防災無線個別受信機	10/13 1:55	社福祉施設	防災無線個別受信機

※県からの助言は、
1回目:10/11 15:20
2回目:10/12 13:10
に実施。
※表中太字は、夜の時間帯に伝達したことを表す。

<要配慮者利用施設の入所者の避難について>

他施設への避難状況把握の仕組みの有無、把握方法及びその手段について調査(Q18-1～Q18-3)。

Q18-1 仕組みの有無	Q18-2 把握方法(主なもの)	Q18-3 把握手段(主なもの)
ある:6団体 (大船渡市、釜石市、住田町、大槌町、田野畑村、洋野町)	施設からの報告(4団体) 自治体からの問い合わせ(3団体)	電話(6団体) メール(2団体) ※電話、FAX、メールの併用もあり
ない:8団体 (宮古市、久慈市、一関市、陸前高田市、山田町、岩泉町、普代村、野田村)	—	—

<福祉避難所の開設とその情報公開について>

福祉避難所開設の有無、開設に至った経緯及び開設情報公開の有無について調査(Q19-1～Q19-3)。

- 福祉避難所開設の有無(Q19-1)
 - 開設した市町村は7団体(久慈市、一関市、釜石市、住田町、田野畑村、野田村、洋野町)で、開設しなかった団体と同数。
 - 開設箇所と最大時の受入人数は合計で9か所、184名(久慈市の137名が最も多く、他は2～12名)
- 開設に至った経緯(概要)(Q19-2)
 - 利用者の避難が予想されたことや開設の要望・要請があったこと、災害規模を勘案して開設
- 福祉避難所開設情報公表の有無(Q19-3)

公表の有無	公表した、あるいは、しなかった理由
公表:4団体 (久慈市、釜石市、田野畑村、野田村)	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者施設等への周知のため、一般の避難場所としても指定しているため(久慈市) 市が指定している福祉避難所であるため(釜石市) 訓練等で普段から住民の避難先が周知されているため(田野畑村) 公表すべき情報であったため(野田村)
非公表:3団体 (一関市、住田町、洋野町)	<ul style="list-style-type: none"> 住民が直接、福祉避難所に避難することにより、施設の機能が混乱する可能性があるため。(一関市) 福祉避難所の収容許容に限りがあるため。対象者には、町保健師、町社会福祉協議会職員が個別に声掛けした。(住田町) 指定については公表しているが、開設情報は原則非公開としているため(洋野町)

<避難行動要支援者名簿の活用等について>

避難行動要支援者名簿の提供及び名簿記載者の避難状況について調査(Q20、Q21)。

- 避難行動要支援者名簿提供の有無(Q20)
 - 避難支援等関係者(消防・町内会・自主防災組織等)に対して避難行動要支援者名簿を提供した市町村は3団体(陸前高田市、普代村及び野田村)
- 名簿記載中、避難所に避難した人数の把握の有無(Q21)
 - 避難支援者名簿に記載されている方のうち、実際に避難所に避難された方を把握している市町村は3団体(一関市、田野畑村、野田村)
 - 把握した避難人数:一関市(50人)、田野畑村(3人)、野田村(7人)

<避難所の指定・運営について>

台風第19号災害を踏まえ、避難所指定の見直し予定があるか、また、避難所運営の課題・問題点について調査(Q22、Q23)。

- 避難所指定見直しの予定(Q22)
 - 見直し予定ありは2団体(久慈市、釜石市)、予定なしは4団体(陸前高田市、田野畑村、野田村、洋野町)、今後検討は8団体(宮古市、大船渡市、一関市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、普代村)。
- 避難所運営の課題・問題点(Q23)
 - ・バリアフリー対応、避難所内での情報収集方法、ペット避難など

市町村アンケート結果【概要版】

4 アンケート結果【水防関係について】

<雨量、水位などの情報の活用状況について>

雨量、水位などの情報源や水防警報・水位到達情報、ホットライン、河川監視カメラ、危機管理型水位計の活用状況について調査。(Q24~Q29)

●雨量、水位などの情報源(Q24)

・「岩手県河川情報システム(岩手県)」(13団体)が最も多く、「気象庁ホームページ」(10団体)、「岩手県土砂災害警戒システム(岩手県)」(8団体)及び「川の水位情報(国土交通省)」(8団体)と続く。

●水防警報・水位到達情報、ホットライン、河川監視カメラ、危機管理型水位計の活用状況(Q25~28)

項目	活用あり	活用なし	活用しなかった理由
水防警報・水位到達情報	11団体	3団体	・台風対応のためすでに水防活動や避難勧告等の発令をおこなっていたため、水位情報がきっかけで対応を行ったことはなかった。(大船渡市) ・発表前に避難情報を発令していたため。また解除の目安は土砂災害警戒情報の解除を用いた。(野田村) ・消防団が直接住民に伝えた。(洋野町)
ホットライン	7団体 ※ホットラインの実施なし:4団体	3団体	ホットライン前に避難情報を発令していたため(大船渡市、岩泉町、野田村)
河川監視カメラ	9団体 ※カメラなし:4団体	2団体	・河川の水位が上昇したのが夜間であり画像が見えなかった(大船渡市) ・立木で川の様子が見えないため(岩泉町)
危機管理型水位計	9団体	5団体	・主に岩手県河川情報システムを確認していたため(久慈市) ・閲覧しにくかった(大槌町) ・アクセスできなかった(岩泉町) ・アクセス不能 孤立集落の水位確認ができず、大変困った。管理運用の改善を望む。(田野畑村) ・消防団の目視により対応できたため(洋野町)

●雨量、水位、河川情報の提供・活用全般に対する意見(Q29)

・カメラや観測計の増設、危機管理型水位計へのアクセス改良や岩手県河川情報システムでの閲覧可 など

<タイムラインの活用状況について>

タイムラインの作成や活用の有無、作成・活用全般への意見について調査。(Q30~Q32)

●タイムラインの作成・活用の有無及び作成・活用しなかった理由(Q30、Q31)

項目	あり	なし	作成・活用しなかった理由
作成	9団体	5団体	・県で準用河川の調査を実施し、危険水位を提示後、タイムラインを作成(田野畑村) ・(案)は作成済み。今後協議予定。(普代村) ・県から作成依頼や作成方法の情報提供があると聞いていたため(野田村) ・人員不足(洋野町)
活用	8団体	1団体	タイムラインよりも早めに対応していたため(大船渡市)

●タイムラインの作成・活用全般についての意見(Q32)

・従来は日中に避難準備・高齢者等避難開始を発令していたが、昨今は避難指示(緊急)まで発令、またレベル4の2分割、さらにレベル5の追加等から見直しが必要と考える。(山田町)
・県で準用河川の調査を実施し、危険水位を示していただきたい。タイムラインの作成はその後になる。(田野畑村)

<台風に関するハザードマップ等の活用状況について>

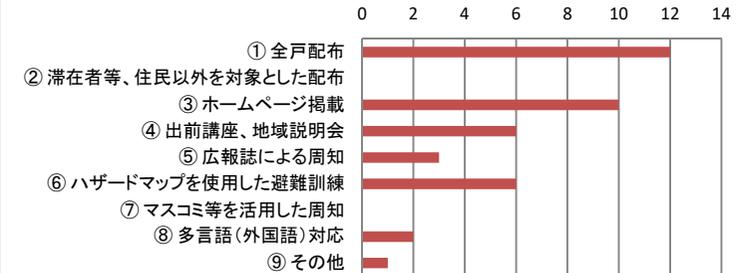
ハザードマップの作成状況、活用・周知の取組、見直し予定の有無、活用・周知に対する意見及び「平成28年台風第10号浸水実績図」の活用有無について調査(Q33~Q37)。

●ハザードマップの作成状況(Q33)

ハザードマップ	作成済	未作成	主な未作成理由
洪水	9団体	5団体	来年度作成予定、現在作成中、洪水浸水想定区域が示されたら策定予定(未作成市町村:大船渡市、山田町、田野畑村、普代村、野田村)
土砂災害	12団体	2団体	来年度作成予定、現在作成中(未作成市町村:大船渡市、田野畑村)
内水	3団体	11団体	財源と技術的な問題、内水被害を想定していない、復興事業などの主要なハード事業が完了しないと作成できない など(未作成市町村:宮古市、大船渡市、一関市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、田野畑村、普代村、野田村)

●ハザードマップ活用・周知の取組(Q34)

・全戸配布は全市町村で実施。ホームページ掲載は住田町、普代村を除く10市町村で実施。
・住民以外を対象とした配布やマスコミの活用は実施なし。
・ハザードマップの活用方法としては、出前講座、地域説明会や避難訓練において多く使われている状況。



●ハザードマップ見直し予定の有無(Q35)

・見直し予定は2団体(宮古市、大槌町)。
・見直し予定なしは4団体(久慈市、陸前高田市、釜石市、岩泉町)。
・今後検討は6団体(一関市、住田町、山田町、普代村、野田村、洋野町)。

●ハザードマップの作成、活用、周知についての意見(Q36)

・今年度、盛川水系の洪水浸水想定区域が公表され、土砂災害 警戒区域等の基礎調査も完了することから、来年度作成することで進めている。(大船渡市)
・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を示してほしい。(山田町)

●「平成28年台風第10号浸水実績図」活用の有無(Q37)

・回答対象とした全市町(宮古市、久慈市、大槌町、岩泉町)から「活用した」との回答あり。

5 アンケート結果【砂防災関係について】

岩手県土砂災害警戒情報システムの認知及び活用の有無について調査。(Q38-1、Q38-2)

●県土砂災害警戒情報システムの認知の有無(Q38-1)

・全市町村において、システムを認知。

●県土砂災害警戒情報システムの活用の有無(Q38-2)

・システム活用は4団体(宮古市、陸前高田市、大槌町、山田町)

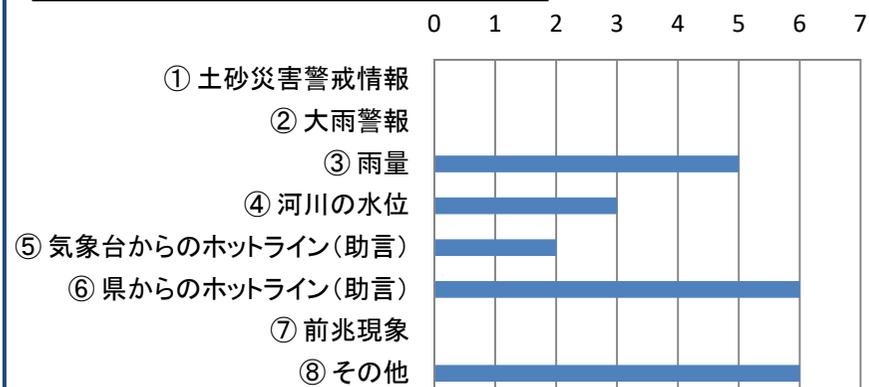
・活用しない理由としては、「気象庁HPなどの別の情報を参照」、「情報が発表される前に早期に避難勧告、避難指示(緊急)を発令していたため」などのほか、システム自体になじみがない状況も見受けられた。

市町村アンケート結果【詳細版】

アンケート結果【地域防災体制について】

<避難情報の発令について>

Q1-1 避難勧告きっかけ



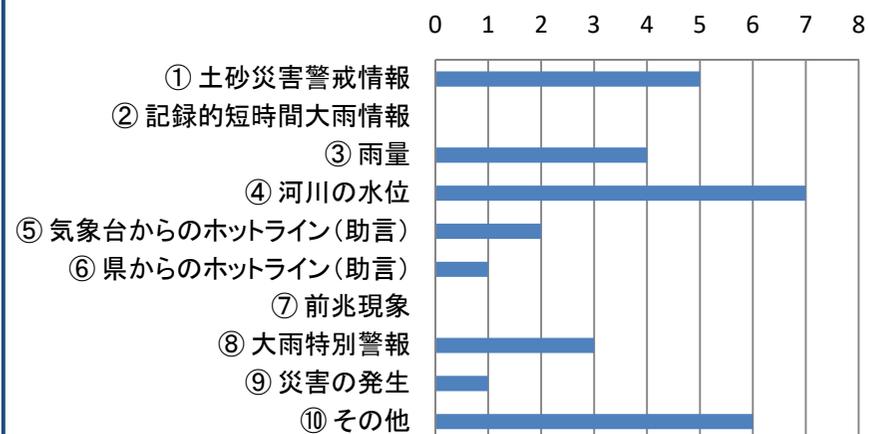
■ 避難勧告のきっかけとしては、「⑥県からのホットライン(助言)」が最も多く、続いて、「③雨量」、「④河川の水位」との回答が多かった。

■ その他のきっかけとしては、

- ・気象予想と安全な時間帯を考慮(宮古市)
- ・夜間における災害発生の危険(久慈市)
- ・今後、非常に強い雨が降り続くことが予想された(大槌町)
- ・夜遅くから未明にかけて大雨が予想された(山田町)
- ・近隣他県への大雨特別警報の発表等(洋野町)

が挙げられた。

Q1-2 避難指示(緊急)きっかけ



■ 避難勧告(緊急)のきっかけとしては、「④河川の水位」が最も多く、続いて、「①土砂災害警戒情報」、「③雨量」との回答が多かった。

■ その他のきっかけとしては、

- ・大雨警報の発表と今後さらに非常に強い雨が降り続くことが予想された(大槌町)
- ・大雨特別警報発表の可能性(岩泉町)
- ・洪水警報(普代村)
- ・大雨警報(野田村)

が挙げられた。

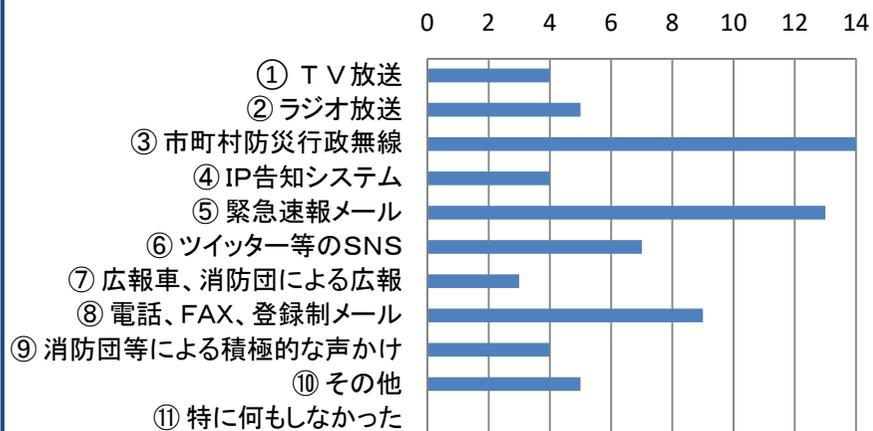
なお、「外への避難が危険と判断し、発令しなかった」事例もあった(宮古市)。

■ 避難勧告と避難指示(緊急)の発令のきっかけの違いとして、後者では現地の状況(雨量や河川の水位)をより重視する傾向が見られた。

アンケート結果【地域防災体制について】

<避難情報の発令について>

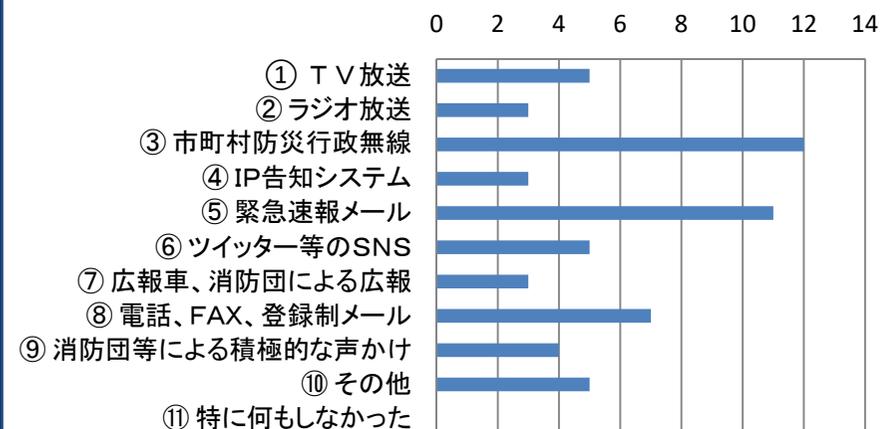
Q2-1 避難勧告伝達方法



■ 避難勧告の伝達方法としては、「③市町村防災行政無線」が全市町村で行われ、続いて、「⑤緊急速報メール」、「⑧電話、FAX、登録制メール」との回答が多かった。

■ その他の伝達方法としては、
・ホームページ(宮古市、野田村)
・Lアラート(宮古市、岩泉町、洋野町)
・いわてモバイルメール(大槌町)
が挙げられた。

Q2-2 避難指示(緊急)伝達方法



■ 避難指示(緊急)の伝達方法としては、「③市町村防災行政無線」が最も多く、続いて、「⑤緊急速報メール」、「⑧電話、FAX、登録制メール」との回答が多かった。

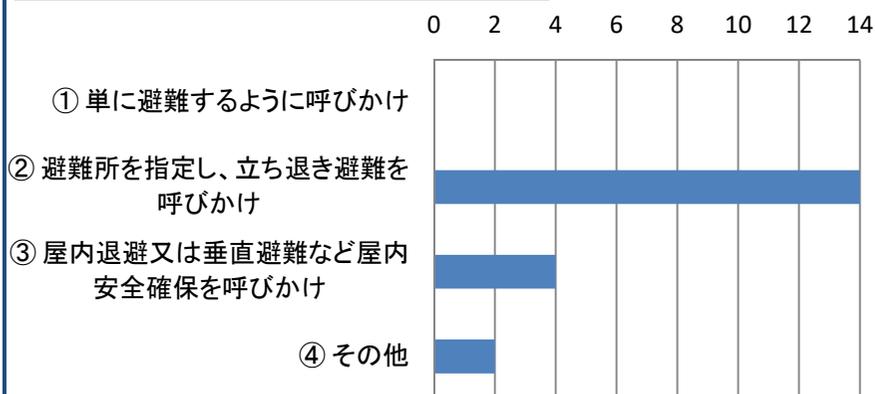
■ その他の伝達方法としては、避難勧告と同様、
・ホームページ(野田村)
・Lアラート(岩泉町、洋野町)
・いわてモバイルメール(大槌町)
が挙げられた。

■ 避難勧告と避難指示(緊急)の伝達方法の傾向に大きな差は見られなかった。

アンケート結果【地域防災体制について】

<避難情報の発令について>

Q3-1 避難勧告発令内容



■避難勧告の発令内容としては、「②避難所を指定し、立ち退き避難を呼びかけ」が全市町村で行われた。

また、②に併せて、大船渡市、陸前高田市、大槌町及び岩泉町では「③屋内退避又は垂直避難など屋内安全確保を呼びかけ」も行った。

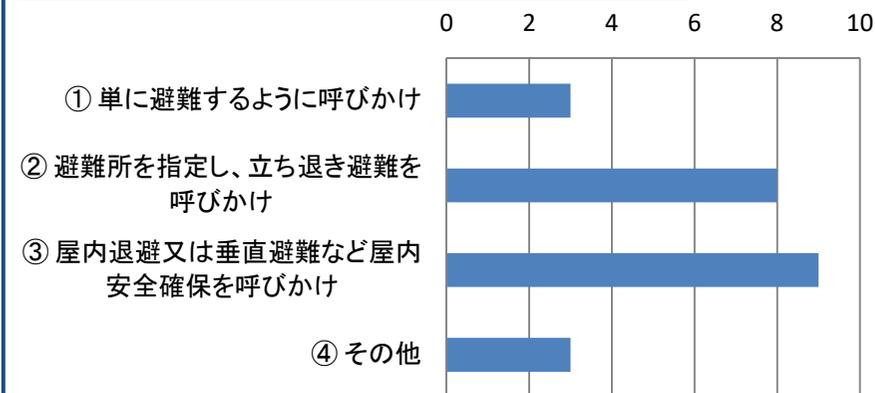
■「①単に避難するように呼びかけ」は行われなかった。

■その他の発令内容としては、

- ・避難場所への避難が危険な場合は近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところへの緊急避難の呼びかけ(大槌町)
- ・早めの避難の呼びかけ(洋野町)

が挙げられた。

Q3-2 避難指示(緊急)発令内容



■避難指示(緊急)の伝達方法としては、「③屋内退避又は垂直避難など屋内安全確保を呼びかけ」が最も多く、「②避難所を指定し、立ち退き避難を呼びかけ」のほか、「①単に避難するように呼びかけ」も行われた。

■その他の発令内容としては、

- ・命の危険が迫っていることが伝わるように感情を込めて放送(釜石市)
- ・避難場所への避難が危険な場合は近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところへの緊急避難の呼びかけ(大槌町)

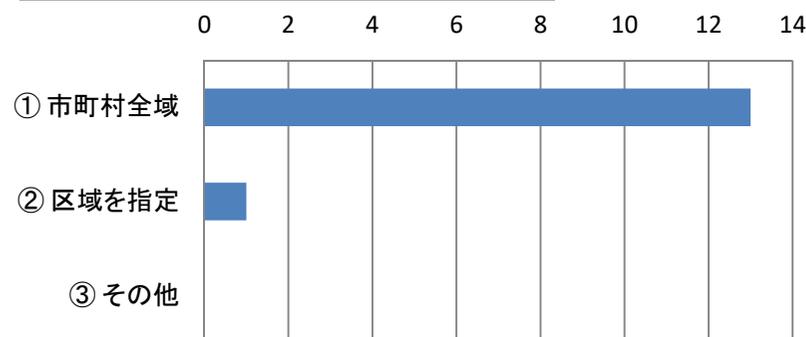
が挙げられた。

■避難勧告と避難指示(緊急)との間で、発令内容に大きな差異(屋内安全確保や単に避難を呼びかけ)が見られた。

アンケート結果【地域防災体制について】

<避難情報の発令について>

Q4-1 避難勧告対象範囲



■ 避難勧告の対象範囲は、「①市町村全域」が13市町村となり、「②区域を指定」した市町村は一関市のみ※であった。

※63地区指定(災害情報システムに記載された地区を計上)

■ 避難勧告の区域を指定できない理由としては、

- ・市町村内全域で危険性があったため
- ・早期の避難を促すため
- ・気象予報の精度が低い

などが挙げられた。詳細は下表のとおり。

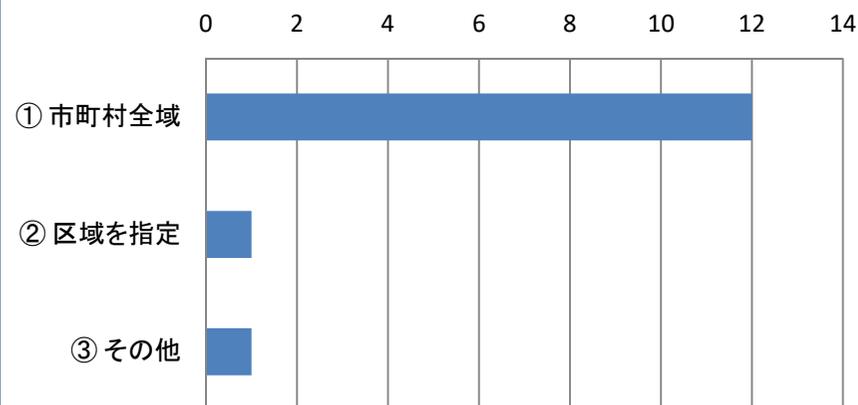
Q4-2 区域指定できない理由

理 由	回答した市町村
市町村内全域で災害の危険性があったため	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、野田村
早期の避難を促すため	陸前高田市、岩泉町
気象予報の精度が低い(気象情報が全域、メッシュ情報の変化など)ため	宮古市、岩泉町、田野畑村
総雨量が平成28年台風第10号災害を上回ることが見込まれたため	岩泉町
平成28年台風第10号災害の経験などで不安になっている方がいたため	普代村
他県、県内市町村への気象警報の発令を受け、大雨特別警報の発令が予測されたため	洋野町

アンケート結果【地域防災体制について】

<避難情報の発令について>

Q4-3 避難指示(緊急)対象範囲



■ 避難指示(緊急)の対象範囲は、「①市町村全域」と回答した市町村が12団体となり、「②区域を指定した」市町村は一関市のみ※であった。
 ※7地区指定(災害情報システムに記載された地区を計上)

■ 避難指示(緊急)を発令しなかったのは宮古市のみであったが、その理由として、外への避難が危険と判断し、避難指示(緊急)の発令は行わなかったとの回答があった。

■ 避難指示(緊急)の区域を指定できない理由としては、「市町村内全域で災害の危険性があった(高まった)ため」が最も多く挙げられ、避難勧告における理由と概ね同一であった。詳細は下表のとおり。

Q4-4 区域指定できない理由

理由	回答した市町村
市町村内全域で災害の危険性があった(高まった)ため	大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村
早期の避難を促すため	陸前高田市
避難発令の根拠としている気象情報が全域のため	田野畑村
平成28年台風第10号災害の経験などで不安になっている方がいたため	普代村
発令時刻が深夜であったことや観測装置のデータで降水量が多かったため	洋野町

アンケート結果【地域防災体制について】

<避難情報の発令について>

Q5 避難指示(緊急)を日中に発令できなかった理由

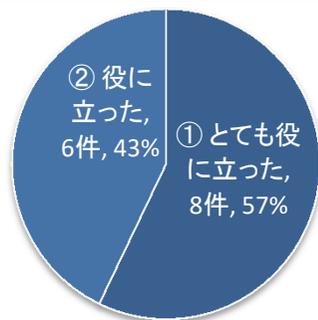
■主な理由として、「日中は雨が強くなかったこと」、「早い時点で避難勧告を出していたこと」が挙げられた。

市町村	発令日時	理由
大船渡市	13日 0:00	当市では14時に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、16時に避難勧告へ切り替えた。これは、国のガイドラインにおいて避難勧告は警戒レベル4であり、この段階で避難を完了することとなっているためである。なお、避難指示(緊急)は、雨のピークが迫って、災害発生の危険性が高まっていたことから13日の午前0時に発令した。この際には、無理に避難所等への避難をしないで屋内退避を呼びかけた。
久慈市	12日 23:40	日中において、市内全域に避難勧告を発令し、早期避難を促していたこともあり、その時点では避難指示(緊急)の発令に至るまでの気象状況等になる見通しを立てることができなかったため
一関市	13日 0:30※	日中は災害規模が避難指示に相当する状況ではなかったため。※7地区で発令。うち、早い時間を記載。
陸前高田市	12日 22:20	リードタイムを設けて段階的に避難情報を発表しており、既に14時時点で避難準備・高齢者等避難開始を発表、17時時点で避難勧告を発令していたため
釜石市	13日 0:40	日中は避難勧告を発令しており、避難指示(緊急)の発令基準に達していなかった
住田町	13日 0:40	避難勧告を発令。日中帯においては、風雨が強まっていなかったため
大槌町	12日 20:00	20時くらいまでは雨量がそこまで多くなく、大雨警報も発表されなかったため。
山田町	13日 0:27	避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告発令以降、避難判断基準に基づき対応したため
岩泉町	12日 21:30	大雨等の警報発表がなく、エリアの特定ができないことから。また、12日の日中の早い段階で町全域に避難勧告を発令し、早期避難を呼びかけていたため。
田野畑村	12日 21:20	田野畑村の発令基準に満たなかったため
普代村	12日 21:30	避難勧告は出していた。避難指示については何らかの進展(警報等)に併せることとしていた。
野田村	12日 20:20	雨が強く降っていない段階での避難指示は効果が弱いと判断したため。また、大雨警報も発表されていなかったため。
洋野町	13日 1:50	沿岸北部への影響が時間的に遅かったこと、避難勧告を発令した16時の時点においても大雨・洪水の両警報の発表されておらず、5段階の警戒レベルで見ればレベル3程度であったこと、日中時点では避難勧告が妥当と考えたため

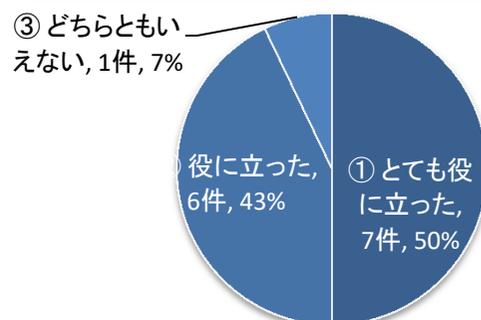
アンケート結果【地域防災体制について】

<風水害対策支援チームについて>

Q6 助言(1回目)の効果



Q6 助言(2回目)の効果



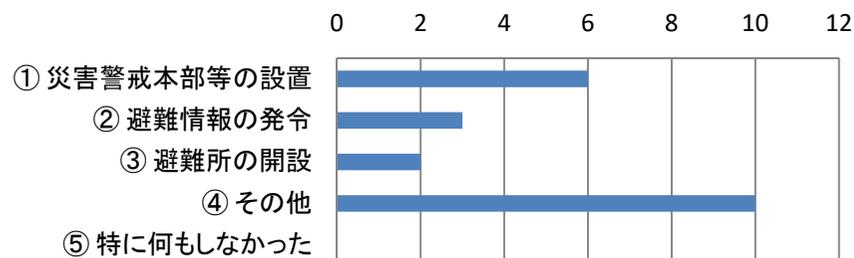
■助言の効果としては、1回目、2回目ともに「①とても役に立った」「②役に立った」との回答がほとんどであった。

■一方で、2回目の助言については、「①とても役に立った」との回答が減ったほか、「③どちらともいえない」との回答もあった。

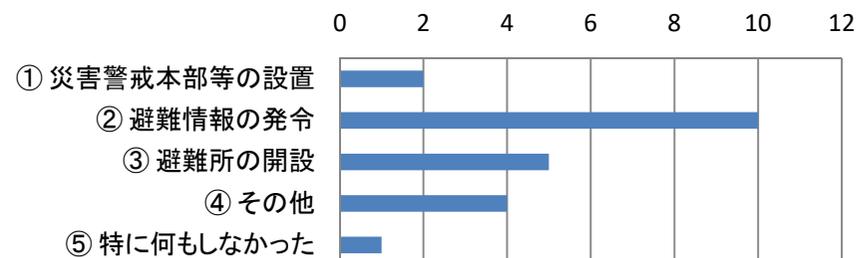
(1回目⇒2回目で効果が低下した団体)

- ・岩泉町:役に立った ⇒ どちらともいえない
- ・普代村:とても役に立った ⇒ 役に立った

Q7 助言(1回目)による対応



Q7 助言(2回目)による対応



■1回目の助言では、「①災害警戒本部等の設置」を行った市町村が多かったほか、その他の対応として、「災害本部会議の開催」、「災害本部会議や避難情報の発令時間の検討」、「防災行政無線での注意喚起」、「避難所の開設準備」など、準備行為が多くみられた。

■2回目の助言では、「②避難情報の発令」を行った市町村が多く、また、「③避難所の開設」も約1/3の市町村で実施された。

Q8 助言への要望

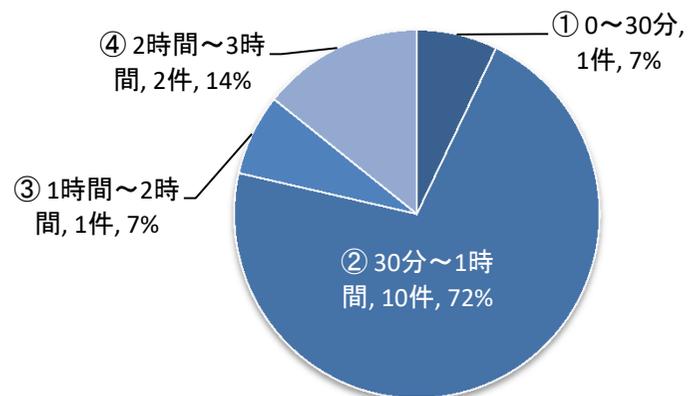
■風水害対策支援チームの検討による県からの助言への要望は、2団体から挙げられた。

- ・日中の避難完了であれば、前日には情報として頂きたい。その日の午後の情報だと対応が間に合わない。(釜石市)
- ・市町村防災担当者とホットラインで密な連絡としてほしい。(田野畑村)

アンケート結果【地域防災体制について】

<住民の避難行動(実避難の実態)について>

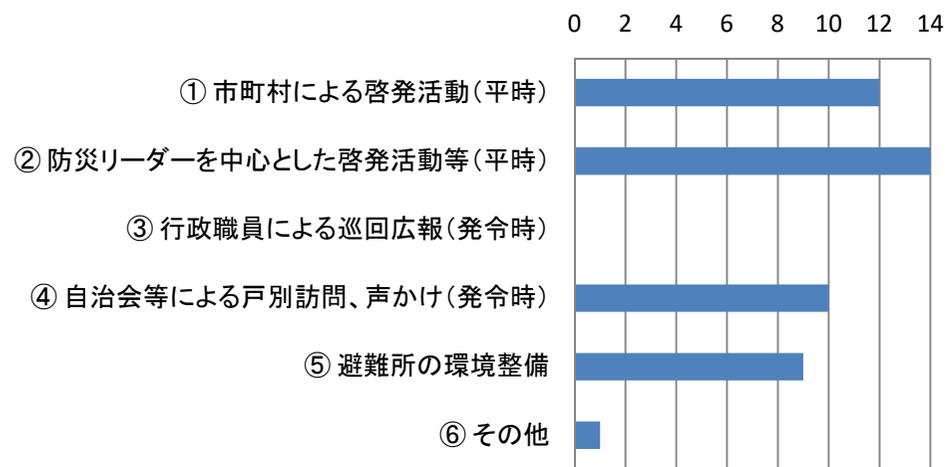
Q9 避難の実時間とシステム入力時間の時間差



■実際に避難所に避難した時間と災害情報システムに入力した時間では、「②30分～1時間」が最も多く(10団体、72%)、続いて「④2時間～3時間」(2団体、14%)、「①0～30分」(1団体、7%)、「③1時間～2時間」(1団体、7%)となった。

■システムへの反映については、概ね30分以上のタイムラグが発生している状況であった。

Q10 避難者を増やすための取組



■避難者を増やすための取組としては、全市町村が「②平時からの自治会、自主防災組織など、防災リーダーを中心とした自主的防災訓練や啓発活動」を選択した。続いて、「①市町村による平時からの住民への啓発活動(災害リスクや避難情報、避難所など)」の回答が多く、発令時よりも平時の対応を重視する傾向が見られた。

■発令時においては、「③行政職員による巡回広報」を選択した市町村はなく、自治会や自主防災組織、消防団による活動への期待が高いという結果となった。

■「⑤避難所の環境整備」についても過半数を超える市町村が選択した。

■その他の意見として「避難したことのない人の避難所に対する悪いイメージの払拭」(宮古市)が挙げられた。

アンケート結果【地域防災体制について】

< SNS等による情報発信・情報収集について >

Q11 HPやSNSによる 情報提供の有無



Q12 SNSを活用した 情報収集の有無

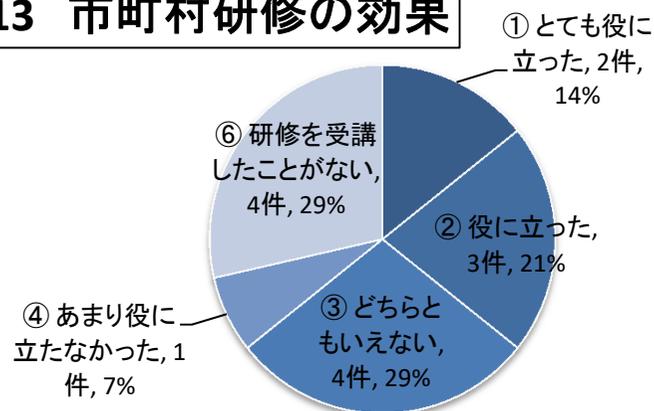


■ ホームページやSNSによる情報提供は、全市町村で行われていた。

■ 一方で、SNSを活用した情報収集（ディーサム、スペクティアー）を行っている市町村はなかった。

< 市町村職員防災対応研修会について >

Q13 市町村研修の効果



■ 市町村職員防災対応研修の効果としては、「①とても役に立った」「②役に立った」と回答した市町村は5団体（①：宮古市、大槌町、②：大船渡市、久慈市、洋野町）となった。

■ 一方で、「③どちらともいえない」「④あまり役に立たなかった」と回答した市町村も5団体（③：一関市、山田町、岩泉町、普代村、④：田野畑村）となった。

■ また、「⑥研修を受講したことがない」と回答した市町村が4団体（陸前高田市、釜石市、住田町、野田村）となった。

■ 「⑤全く役に立たなかった」と回答した市町村はなかった。

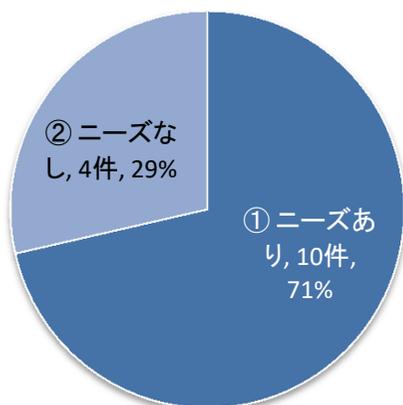
Q14 市町村 研修への要望

- 市町村研修への要望は、2団体から挙げられた。
 - ・市町村独自の図上訓練の実施（コントローラーの確保）は困難であるため、引き続き研修会等の機会を利用した図上訓練の実施を希望する。（久慈市）
 - ・避難所運営、支援物資等の集配等。（洋野町）

アンケート結果【地域防災体制について】

<台風第19号を踏まえた防災対応について>

Q15 防災サポート隊へのニーズの有無



■防災サポート隊が実現できた場合のニーズとしては、「①ニーズあり」として回答市町村が10団体(71%)となった。

(ニーズありと回答した市町村)

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、田野畑村、野田村、洋野町

■一方で、「②ニーズなし」と回答した市町村も4団体(29%)あった。

(ニーズなしと回答した市町村)

一関市、山田町、岩泉町、普代村

《防災サポート隊の活用案》

- ・防災訓練・防災講演会の実施(宮古市)
- ・水害を想定した訓練の企画など。(大船渡市)
- ・防災訓練・図上訓練等の立案及びコントローラー(久慈市)
- ・市民向け防災講座等での講師派遣(陸前高田市)
- ・会場を地区ごとに開催する(釜石市)
- ・自主防災組織を対象とした研修会(住田町)
- ・市町村職員、自主防災組織、学校等の研修や訓練の企画運営など(大槌町)
- ・機会をとらえ研修会などに参加し、スキルアップにつなげ、地域の実情に即した防災体制強化につなげることができる(田野畑村)
- ・村職員、自主防災組織、学校など、それぞれに合わせた講話等の開催(野田村)
- ・「自主防災組織の必要性と組織の立ち上げ」について(洋野町)

<その他>

Q16 その他防災上の課題

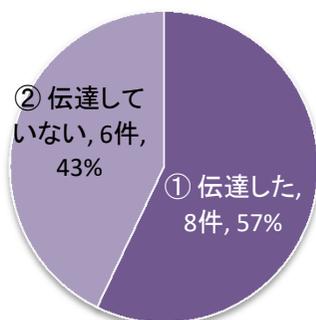
■その他防災上の課題として、3団体から挙げられた。

- ・台風第19号では、綾里川ダムが貯水能力を超えてしまいダムから越水して綾里川の水位が急激に上がるため、大船渡土木センターから避難を呼びかけてほしいとの連絡があった。ちょうど雨のピークを迎えていた時間帯でもあったため、防災行政無線でサイレンを鳴らして注意を呼びかけたが、周辺の住民からどういう行動をすれば良いのかなどの疑問が寄せられた。今回のような状況になった場合について、平時から地域の方々に対して何かしらの説明が必要と考えられる。また、ダムからの越水によって洪水が発生し、被害が発生することも考えられることから、今後の対策を考えていただきたい。(大船渡市)
- ・被害報告(特に家屋被害)について、災害救助法上の分類と消防庁報告の項目が異なるため、県報告数値と市把握数値が異なる場合があり、混乱が生じた。被害報告の方法及び様式等について、統一的な指針などが必要と考える。(久慈市)
- ・町民(職員を含む)の防災意識の低下及び自主防災組織等の活動低調(山田町)

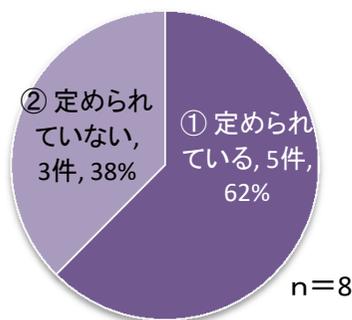
アンケート結果【保健福祉関係の防災について】

＜市町村から要配慮者利用施設への情報伝達について＞

Q17-1 要配慮者利用施設への情報伝達の有無



Q17-2 情報伝達の基準の有無



■要配慮者利用施設への情報伝達の有無については、「①伝達した」が8団体(宮古市、陸前高田市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、野田村、洋野町)となった。

■Q17-1で「①伝達した」と回答した市町村のうち、情報伝達の基準を定めている市町村は、5団体(宮古市、陸前高田市、大槌町、田野畑村、洋野町)となっている。

※大船渡市はQ17-1において「②伝達していない」と回答しているが、Q17-2において基準が「定められている」と回答。

Q17-3 避難情報基準の内容

■要配慮者利用施設への避難情報に関する基準については下記のとおり。

市町村	内容
宮古市	宮古市地域防災計画に記載
大船渡市	住民向けの情報伝達手段と同様
陸前高田市	市本部は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難勧告等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する【陸前高田市地域防災計画(抜粋)】
大槌町	タイムラインに沿い、町災害警戒本部等の設置(避難準備・高齢者等避難開始の発令)の時刻が決定次第、施設に対して情報提供することとしている。
田野畑村	村内に発令した場合と同様
洋野町	洋野町地域防災計画に記載

アンケート結果【保健福祉関係の防災について】

<市町村から要配慮者利用施設への情報伝達について>

Q17-4 警戒レベルごとの要配慮者利用施設への伝達状況

■警戒レベル3においては、Q17-1で「①伝達した」と回答した全市町村で社会福祉施設に対して伝達。最も早い伝達は宮古市10/10-11であり、大槌町の10/11 15:15が続く。多くの市町村は10/12の10時～16時の間に実施。伝達手段は主に電話が用いられている。

■警戒レベル4では、6市町村が伝達を行い、10/12 15:00～20:04の間に行われている。(うち、夜間は2団体)

■警戒レベル5では、伝達を実施した2町村となり、伝達日時はいずれも10/13の深夜2時近くに行われた。

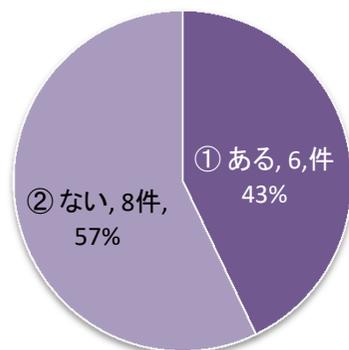
市町村	警戒レベル3			警戒レベル4			警戒レベル5		
	伝達日時	伝達先	伝達手段	伝達日時	伝達先	伝達手段	伝達日時	伝達先	伝達手段
宮古市	10/10~11 (避難準備 発令前)	社福施設 医療施設	FAX メール						
陸前高田市	10/12 14:00	社福施設	電話	10/12 17:00	社福施設	電話			
大槌町	10/11 15:15	社福施設	電話 メール	10/12 20:04	社福施設 (入所)				
山田町	10/12 16:00	社福施設	FAX	10/12 18:00	社福施設	FAX			
岩泉町	10/12 10:00	社福施設	電話						
田野畑村	10/12 11:30	社福施設	電話	10/12 15:30	社福施設	電話			
野田村	10/12 12:00	社福施設 (入所)	電話	10/12 15:00	社福施設 (入所)	電話	10/13 1:40	社福施設 (入所)	電話
洋野町	10/12 13:00	社福施設	防災無線 個別受信機	10/12 16:00	社福施設	防災無線 個別受信機	10/13 1:55	社福施設	防災無線 個別受信機

※県からの助言は、
1回目:10/11 15:20
2回目:10/13 13:10
に実施。
※表中太字は、夜の時間帯に伝達したことを表す。

アンケート結果【保健福祉関係の防災について】

<要配慮者利用施設の入所者の避難について>

Q18-1 他施設への避難状況把握の仕組みの有無

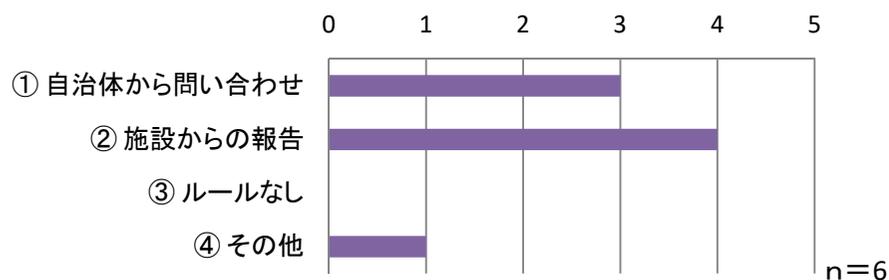


■要配慮者利用施設の他施設への避難状況について、把握する仕組みが「①ある」と回答した市町村は6団体であり、「②ない」と回答した市町村数(8団体)を下回った。

(仕組みありと回答した市町村)

大船渡市、釜石市、住田町、大槌町、田野畑村、洋野町

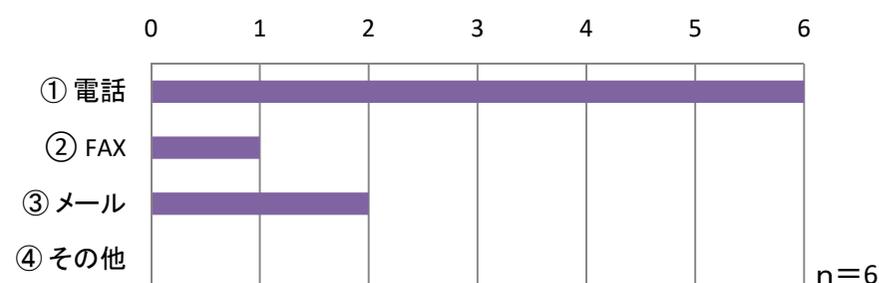
Q18-2 把握の方法



■避難状況を把握する方法としては、「②施設からの報告」が最も多く、続いて「①自治体からの問い合わせ」が多くなっている。また、「③ルールなし」と回答した市町村はなかった。

■その他の把握方法として、「避難所からの報告」が挙げられた(大槌町)

Q18-3 把握の手段



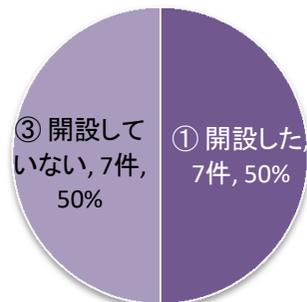
■避難状況を把握する手段としては、Q18-1で把握する仕組みが「ある」と回答した全市町村において「①電話」の手段がとられていた。

■また、電話に併せて大船渡市では「②FAX」、大槌町と田野畑村では「③メール」を用いて把握していた。

アンケート結果【保健福祉関係の防災について】

<福祉避難所の開設とその情報公開について>

Q19-1 福祉避難所開設の有無



■福祉避難所を開設した市町村は7団体であり、開設していない市町村と同数となった。

(開設した市町村)

久慈市、一関市、釜石市、住田町、
田野畑村、野田村、洋野町

■各市町村における開設箇所数と最大時の受け入れ人数は以下のとおり。

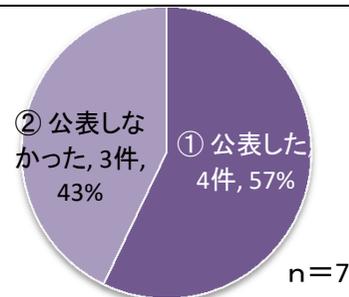
久慈市	1か所	137名
一関市	4か所	12名
釜石市	3か所	11名
住田町	1か所	10名
田野畑村	3か所	5名
野田村	1か所	7名
洋野町	1か所	2名
		合計9か所 184名

Q19-2 福祉避難所の開設に至った経緯

■福祉避難所を開設した各市町村の開設に至った経緯は以下のとおり。(釜石市は回答なし)

- ・市内要配慮者施設の避難先として指定されており、当該施設利用者等の避難が予想されたため(久慈市)
- ・一例として、一般避難所の管理者から、車いすを使用している方が避難してきたが、排泄の際に介助が必要なことから、福祉避難所への避難の要請があったもの(一関市)
- ・避難勧告を発令したことによる(住田町)
- ・避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づく(田野畑村)
- ・災害の規模が相当で広範囲であると予想されたため(野田村)
- ・車いす対応の指定避難所を用意したが、就寝用のベッド設備が無かったことについて、要支援者本人がベッドを要望したため(洋野町)

Q19-3 福祉避難所開設情報公表の有無



■福祉避難所の開設した市町村のうち、開設について情報を公表した市町村は4団体(久慈市、釜石市、田野畑村、野田村)であった。公表した理由、または、しなかった理由は以下のとおり。

(公表した理由)

- ・要配慮者施設等への周知のため、一般の避難場所としても指定しているため(久慈市)
- ・市が指定している福祉避難所であるため(釜石市)
- ・訓練等で普段から住民の避難先が周知されているため(田野畑村)
- ・公表すべき情報であったため(野田村)

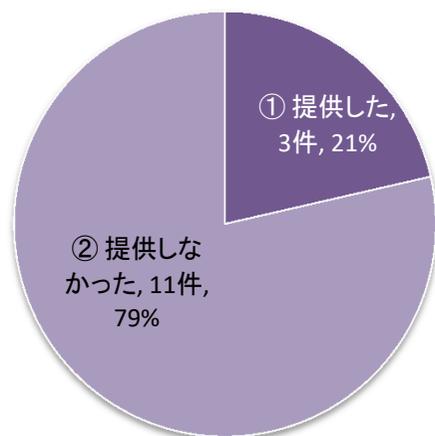
(公表しなかった理由)

- ・住民が直接、福祉避難所に避難することにより、施設の機能が混乱する可能性があるため。(一関市)
- ・福祉避難所の収容許容に限りがあるため。対象者には、町保健師、町社会福祉協議会職員が個別に声掛けした。(住田町)
- ・指定については公表しているが、開設情報は原則非公開としているため(洋野町)16

アンケート結果【保健福祉関係の防災について】

＜避難行動要支援者名簿の活用等について＞

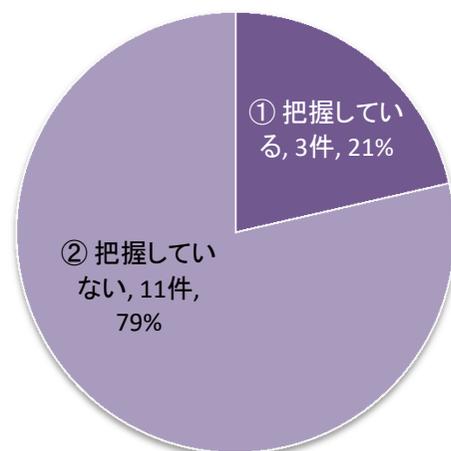
Q20 避難行動要支援者名簿提供の有無



■避難情報が発表された際に、避難支援等関係者(消防・町内会・自主防災組織等)に対して避難行動要支援者名簿を提供した市町村は3団体(陸前高田市、普代村及び野田村)。名簿の提供先は、以下のとおり。

- ・陸前高田市:消防団
- ・普代村:消防、自主防災組織
- ・野田村:消防署、消防団、警察、民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自主防災組織

Q21 名簿記載中、避難所に避難した人数の把握の有無



■避難支援者名簿に記載されている方のうち、実際に避難所に避難された方を把握している市町村は3団体(一関市、田野畑村、野田村)。

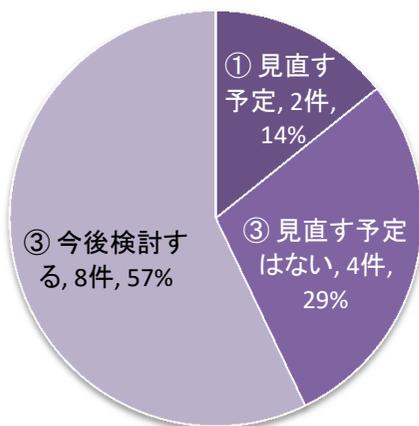
■把握している避難所に避難した人数は以下のとおり。

- ・一関市:50人
- ・田野畑村:3人
- ・野田村:7人

アンケート結果【保健福祉関係の防災について】

<避難所の指定・運営について>

Q22 避難所指定見直しの予定



■台風第19号災害を踏まえ、避難所指定の見直し予定がある市町村は2団体(久慈市、釜石市)。

■見直しの予定なしの市町村は4団体(陸前高田市、田野畑村、野田村、洋野町)。

■今後検討するとして市町村は8団体(宮古市、大船渡市、一関市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、普代村)。

Q23 避難所運営の課題・問題点

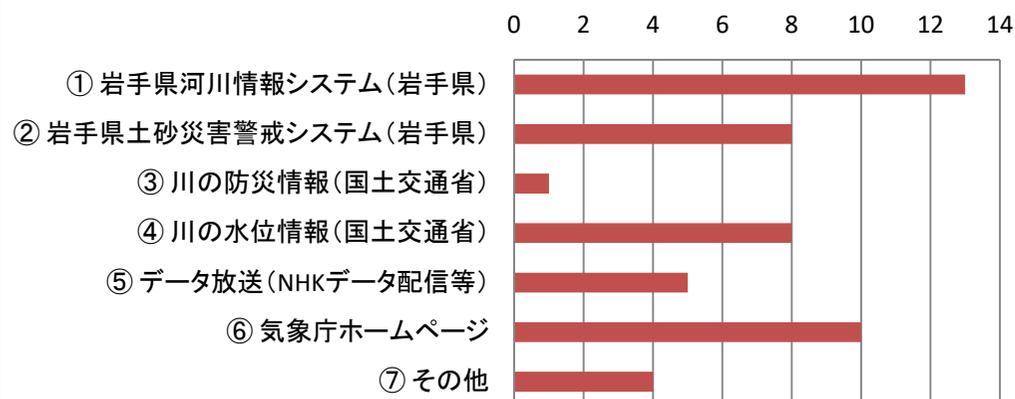
■避難所を運営する中で気がついた課題や問題点について、下記6団体から回答があった。

市町村	内容
宮古市	バリアフリー対応の避難所が少ない
陸前高田市	避難所内での情報収取環境(テレビ等)の整備
釜石市	ペット避難のあり方について
山田町	ペット同伴の避難者対応
岩泉町	開設場所や集約方法について検討が必要
洋野町	0歳児の避難者があり、避難所の個室を利用したとのことで、避難所の運営に当たった職員の配慮が妥当と感じたが、避難所運営マニュアルの整備の必要性を感じた。

アンケート結果【水防関係の防災について】

<雨量、水位などの情報の活用状況について>

Q24 雨量、水位などの情報源

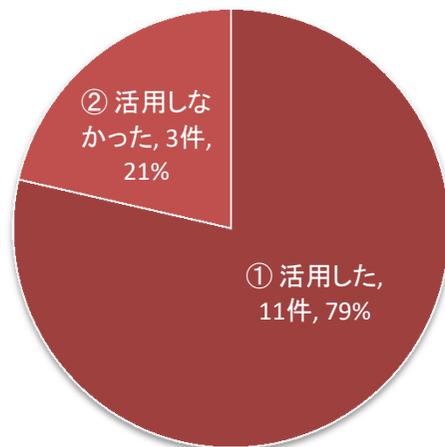


■雨量、水位などの情報源としては、「①岩手県河川情報システム(岩手県)」が最も多く、「⑥気象庁ホームページ」、「②岩手県土砂災害警戒システム(岩手県)」及び「川の水位情報(国土交通省)」と続く。

■その他の情報源としては、4団体から下記のとおり挙げられた。

- ・日本気象協会HP(市契約)(久慈市)
- ・簡易気象計(POTEKA)、GPV気象予報(数値予報)(釜石市)
- ・町設置雨量計(岩泉町)
- ・雨量は町設置の観測装置、水位は消防団の目視(洋野町)

Q25 水防警報・水位到達情報の活用の有無



■水防警報や水位周知河川の水位到達情報を水防活動や避難情報の発表・解除等に活用した市町村は11団体(79%)であり、活用しなかった市町村は3団体(大船渡市、野田村及び洋野町)。

■「③台風19号時に水防警報・水位到達情報の発表がなかった」と回答した団体はなかった。

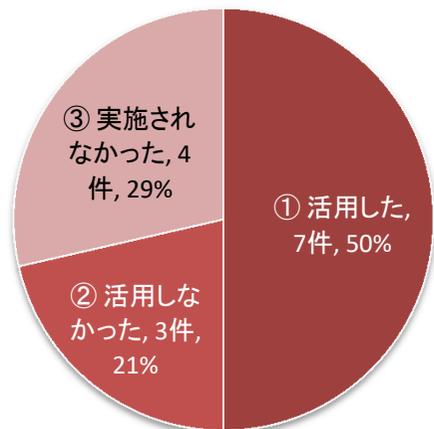
■活用しなかった理由は下記のとおり。

- ・台風対応のためすでに水防活動や避難勧告等の発令をおこなっていたため、水位情報がきっかけで対応を行ったことはなかった。(大船渡市)
- ・発表前に避難情報を発令していたため。また解除の目安は土砂災害警戒情報の解除を用いた。(野田村)
- ・消防団が直接住民に伝えた。(洋野町)

アンケート結果【水防関係の防災について】

<雨量、水位などの情報の活用状況について>

Q26 ホットライン活用の有無

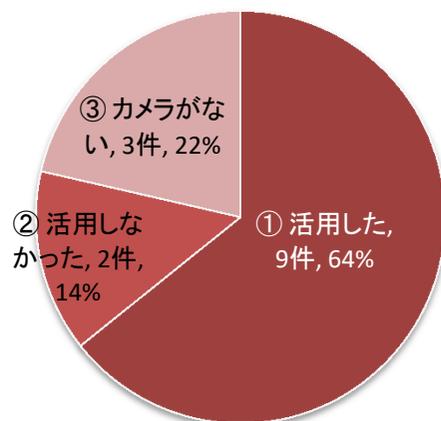


■ホットラインを活用したと回答した市町村は7団体(宮古市、久慈市、一関市、住田町、大槌町、山田町、普代村)であり、活用しなかった市町村は3団体(大船渡市、岩泉町、野田村)。

■活用しなかった理由は3市町村とも「ホットライン前に避難情報を発令していたため」と回答。

■ホットラインが実施されなかった市町村は4団体(陸前高田市、釜石市、田野畑村、洋野町)。

Q27 河川監視カメラ画像活用の有無



■河川監視カメラの活用状況については、「①活用した」と回答した市町村が9団体(宮古市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、普代村)、「②活用しなかった」と回答した市町村が2団体(大船渡市、岩泉町)。

■活用しなかった理由は下記のとおり。

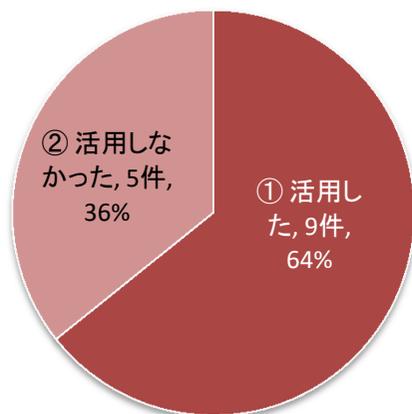
- ・河川の水位が上昇したのが夜間であり画像が見えなかった(大船渡市)
- ・立木で川の様子が見えないため(岩泉町)

■「③活用可能な河川監視カメラがない」と回答したのは3団体(田野畑村、野田村、洋野町)。

アンケート結果【水防関係の防災について】

＜雨量、水位などの情報の活用状況について＞

Q28 危険管理型水位計の水位情報活用の有無



■危機管理型水位計を活用した市町村は9団体(宮古市、大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、住田町、山田町、普代村、野田村)であり、活用しなかった市町村は5団体(久慈市、大槌町、岩泉町、田野畑村、洋野町)。

■活用しなかった理由は下記のとおり。

- ・主に岩手県河川情報システムを確認していたため(久慈市)
- ・閲覧しにくかった(大槌町)
- ・アクセスできなかった(岩泉町)
- ・アクセス不能 孤立集落の水位確認ができず、大変困った。管理運用の改善を望む。(田野畑村)
- ・消防団の目視により対応できたため(洋野町)

Q29 雨量、水位、河川情報の提供・活用全般に対する意見について

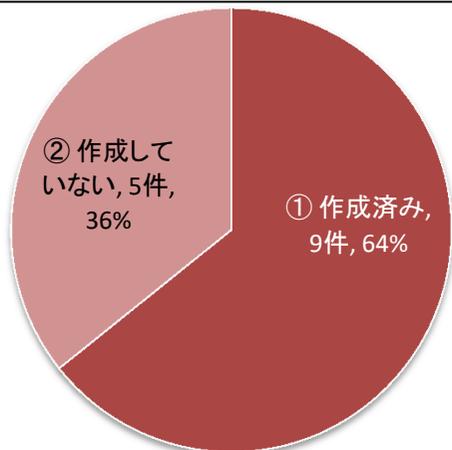
■雨量、水位、河川情報の提供・活用全般について、下記6団体から回答があった。

市町村	内容
宮古市	危機管理型水位計の日常の水位も把握したい。カメラを増設していただきたい。
大船渡市	危機管理型水位計へのアクセスができなかったため、水位の確認ができない時間帯が発生した。
釜石市	局地的に発生する大雨災害に対応するよう国・県で観測計を増やして頂きたい。
岩泉町	危機管理型水位計を岩手県河川情報システムで直接見られるようにしてもらいたい。
田野畑村	今回河川の氾濫被害が発生しているので、危機管理水位計の設置を求める。(島の沢地区)
洋野町	次の機会には使ってみたい。

アンケート結果【水防関係の防災について】

<タイムラインの活用状況について>

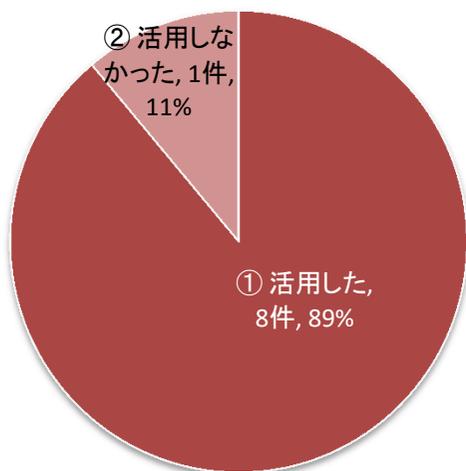
Q30 タイムライン作成の有無



■タイムラインを作成した市町村は9団体(宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町)であり、作成しなかった市町村は5団体(岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町)。

- 作成しなかった理由は下記のとおり。
- ・作成したいが、できていない(岩泉町)
 - ・県で準用河川の調査を実施し、危険水位を示していただきたい。タイムラインの作成はその後になる。(田野畑村)
 - ・(案)は作成済み。今後協議予定としていた。(普代村)
 - ・県から作成依頼や作成方法の情報提供があると聞いていたため(野田村)
 - ・人員不足(洋野町)

Q31 タイムライン活用の有無



■タイムラインを作成した市町村のうち、「①活用した」と回答した市町村は8団体、「②活用しなかった」と回答した市町村は1団体(大船渡市)。

■活用しなかった大船渡市の理由は、「タイムラインよりも早めに対応していたため」。

Q32 タイムラインの作成・活用全般についての意見

■タイムラインの作成・活用全般についての意見として、下記のとおり2団体から回答があった。

- ・従来は日中に避難準備・高齢者等避難開始を発令していたが、昨今は避難指示(緊急)まで発令、またレベル4の2分割、さらにレベル5の追加等から見直しが必要と考える。(山田町)
- ・県で準用河川の調査を実施し、危険水位を示していただきたい。タイムラインの作成はその後になる。(田野畑村)

アンケート結果【水防関係の防災について】

<台風に関するハザードマップ等の活用状況について>

Q33 作成済のハザードマップ

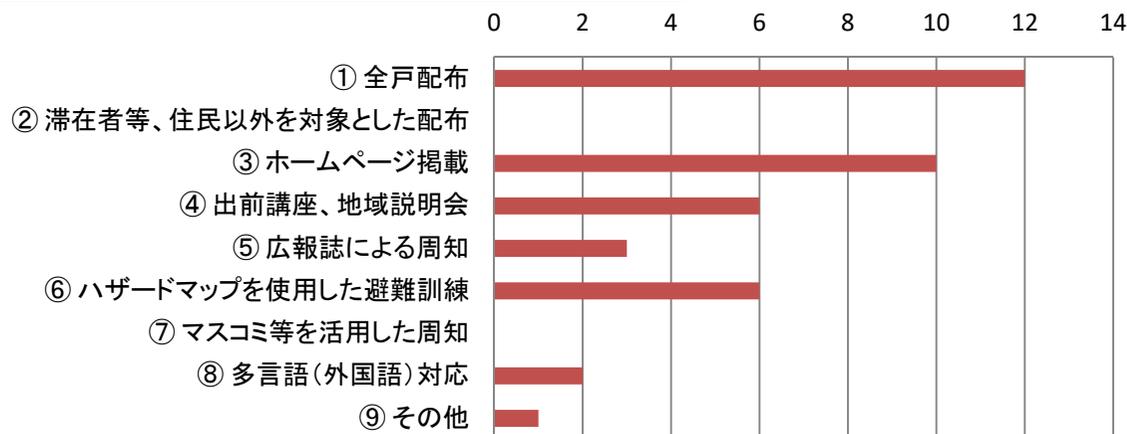
■各ハザードマップの作成状況は下表のとおり。土砂災害については概ね作成済の状況であるが、内水については3団体のみの作成にとどまっている。

市町村	洪水	土砂災害	内水	未作成理由
宮古市	○	○	×	財源と技術的な問題によるため
大船渡市	×	×	×	今年度、盛川水系の洪水浸水想定区域が公表され、土砂災害警戒区域等の基礎調査も完了することから、来年度作成することで進めている。
久慈市	○	○	○	
一関市	○	○	×	内水に特化したハザードマップは作成していない。
陸前高田市	○	○	○	
釜石市	○	○	×	東日本大震災の復興事業がまだ完了していないことと、建設部局などの関係課が多く、庁内で検討する体制に至っていないため。
住田町	○	○	×	内水被害を想定していないため
大槌町	○	○	×	内水ハザードマップについては、作成する時間、予算共に厳しい
山田町	×	○	×	想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が示されたら策定する考え
岩泉町	○	○	×	内水氾濫の発生可能性箇所がないため
田野畑村	×	×	×	現在作成中
普代村	×	○	×	シミュレーションができていない
野田村	×	○	×	洪水: 宇部川の浸水想定区域が示されていない。 内水: 復興事業などの主要なハード事業が完了しなくては作成ができない。
洋野町	○	○	○	
合計	9	12	3	

アンケート結果【水防関係の防災について】

<台風に関するハザードマップ等の活用状況について>

Q34 ハザードマップ活用・周知の取組



■ハザードマップ活用・周知の取組としては、ハザードマップを作成している全市町村において「①全戸配布」が行われていた。また、住田町及び普代村を除く10市町村では「③ホームページ掲載」により周知を実施。

■「④出前講座、地域説明会」や「⑥ハザードマップを使用した避難訓練」を実施している市町村はそれぞれ6団体となっている。内訳は以下のとおり。

- ・④出前講座等(宮古市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、大槌町)
- ・⑥避難訓練(陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、野田村、洋野町) ※下線は両方とも実施している団体。

■一方で、「②滞在者等、住民以外を対象とした配布」及び「⑦マスコミ等を活用した周知」を実施している市町村はなかった。

■また、「⑤広報誌による周知」及び「⑧多言語(外国語)対応」を行っている市町村も少数となった。

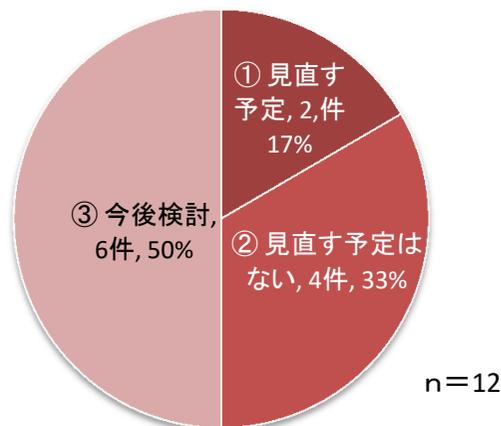
- ・⑤広報誌(宮古市、久慈市、岩泉町)
- ・⑧多言語(宮古市、一関市)

■その他として、洋野町から「町民文化祭などでの防災ブース出展時にPR」との回答があった。

アンケート結果【水防関係の防災について】

<台風に関するハザードマップ等の活用状況について>

Q35 ハザードマップ見直し予定の有無



■ 今回の台風第19号災害を踏まえたハザードマップの見直しを予定している市町村は2団体(宮古市、大槌町)。見直し時期は、それぞれ以下のとおり。

- ・R3年度。県がシミュレーションを市に公表したら作成開始。(宮古市)
- ・最大浸水想定 of 発表後(大槌町)

■ 「②見直し予定はない」と回答した市町村は4団体(久慈市、陸前高田市、釜石市、岩泉町)。

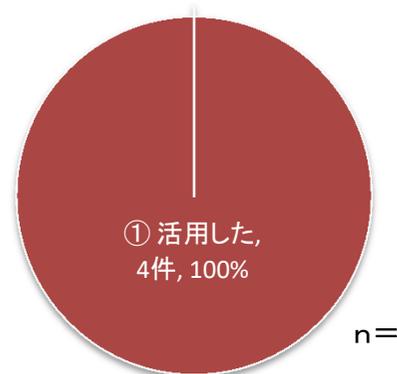
■ 「③今後検討」とした市町村は6団体(一関市、住田町、山田町、普代村、野田村、洋野町)

Q36 ハザードマップの作成、活用、周知についての意見

■ ハザードマップの作成、活用、周知についての意見として、下記のとおり2団体から回答があった。

- ・今年度、盛川水系の洪水浸水想定区域が公表され、土砂災害警戒区域等の基礎調査も完了することから、来年度作成することで進めている。(大船渡市)
- ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を示してほしい。(山田町)

Q37 「平成28年台風第10号 浸水実績図」活用の有無



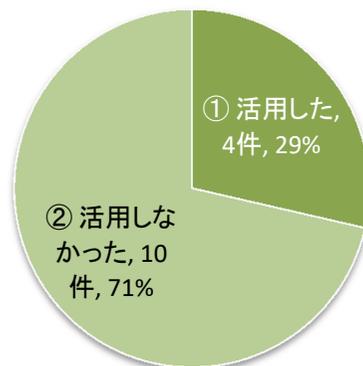
■ 岩手県が公表している「平成28年台風第10号浸水実績図」については、回答対象とした全市町(宮古市、久慈市、大槌町、岩泉町)から「①活用した」との回答があった。

アンケート結果【砂防災害関係について】

Q38-1 県土砂災害警戒情報システムの認知の有無



Q38-2 県土砂災害警戒情報システム活用の有無



■岩手県土砂災害警戒情報システムについては、全市町村において「①知っている」との回答だった。

■一方で、岩手県土砂災害警戒情報システムを活用した市町村は4団体(宮古市、陸前高田市、大槌町、山田町)にとどまり、活用しなかった市町村が多い結果となった。

■活用しなかった主な理由は、「気象庁HPなどの別の情報を参照したこと」による。また、当該システム自体になじみがないといった状況も見受けられた。詳細は下表のとおり。

市町村	活用しなかった理由
大船渡市	他の情報によって判断したため
久慈市	土砂災害に関する情報は気象庁HPにより確認を行っていたため
一関市	県からの助言及び市独自の計画に基づき、雨量、河川の水位による基準により発令したため
釜石市	気象庁HPを優先的に監視しているため
住田町	別な情報により、避難情報を判断したため
岩泉町	気象庁HPを普段見ているため見慣れたほうを見たため
田野畑村	システム整備は知っていたが、詳細内容を把握していなかった。
普代村	総合的に判断し早期の発令をしたため。
野田村	基準となる情報が発表される前にどちらの避難情報も発令したため
洋野町	ハザードマップに土砂災害警戒区域等を示しており、そちらを参照したため

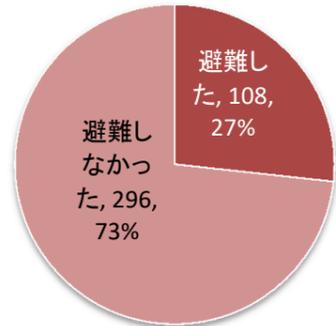
自主防災組織代表者アンケート結果

1 アンケートの概要

- 調査方法：令和元年台風第19号接近に伴い大雨特別警報が発令された14市町村(※)の自主防災組織の代表者にアンケート用紙を郵送(計720名)。404名から回答あり(回答率56.1%)
- 調査期間：令和元年12月6日(金)～12月26日(木)
- ※対象市町村：宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町

2-1 アンケート結果【避難行動について(全体)】

【全体】避難行動の割合 (n=404)



●全体における避難行動

- ・「避難した」割合は全体の約3割。

●避難を行った理由

- ・避難を行った理由(避難を開始した理由)として最も多かったものは、「9.防災行政無線による呼びかけ」(60%)であり、「5.テレビやラジオの情報」(40%)、「11.避難勧告の発令」(31%)と続く。
- ・避難勧告と避難指示(緊急)とを比べると、避難勧告をきっかけとして避難行動に移る割合が高かった。

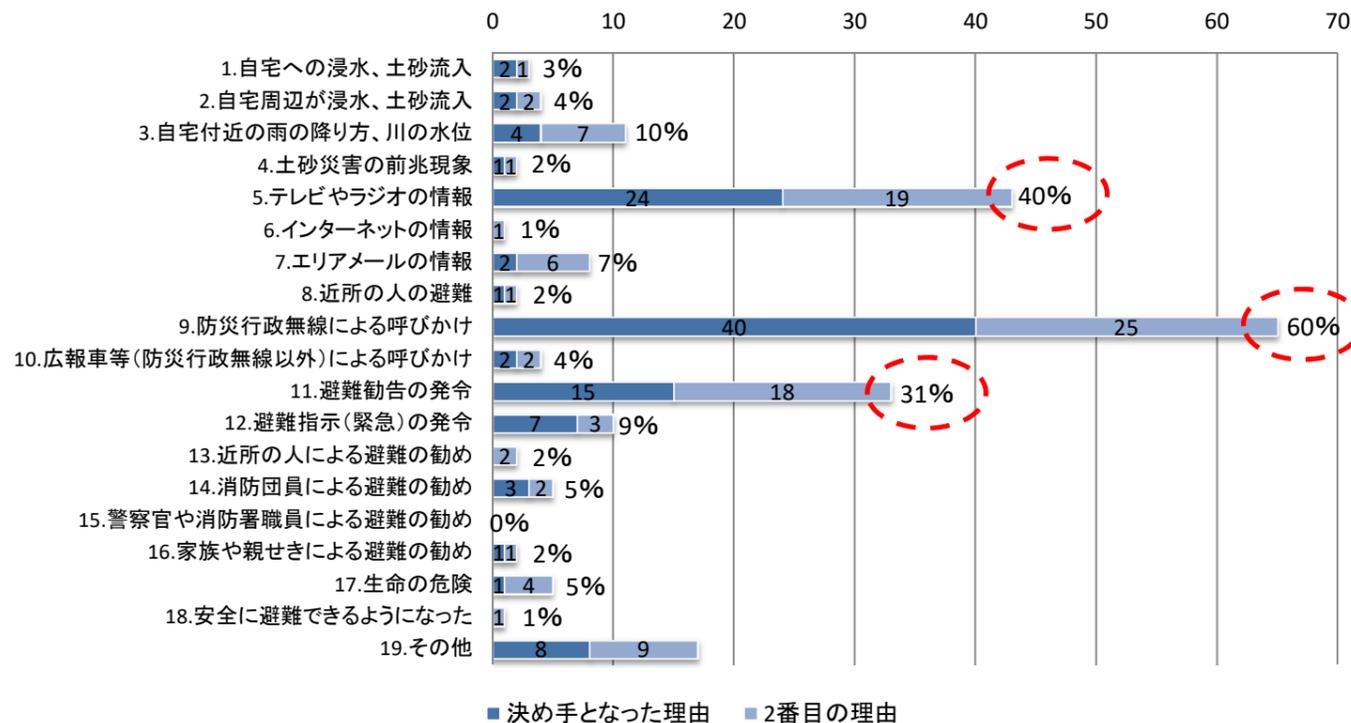
●避難を行わなかった理由

- ・避難を行わなかった理由として最も多かったものは、「4.自宅付近の雨の降り方、川の水位から安全と判断」(50%)であり、「3.自宅周辺で浸水、土砂流入がなかった」(32%)、「1.自宅が被害想定エリアに立地していない」(30%)と続く。
- ・「5.テレビやラジオの情報から安全と判断」(24%)との回答も比較的多く、また、「18.避難する方が危険と思った」(11%)との回答も一定数見られた。

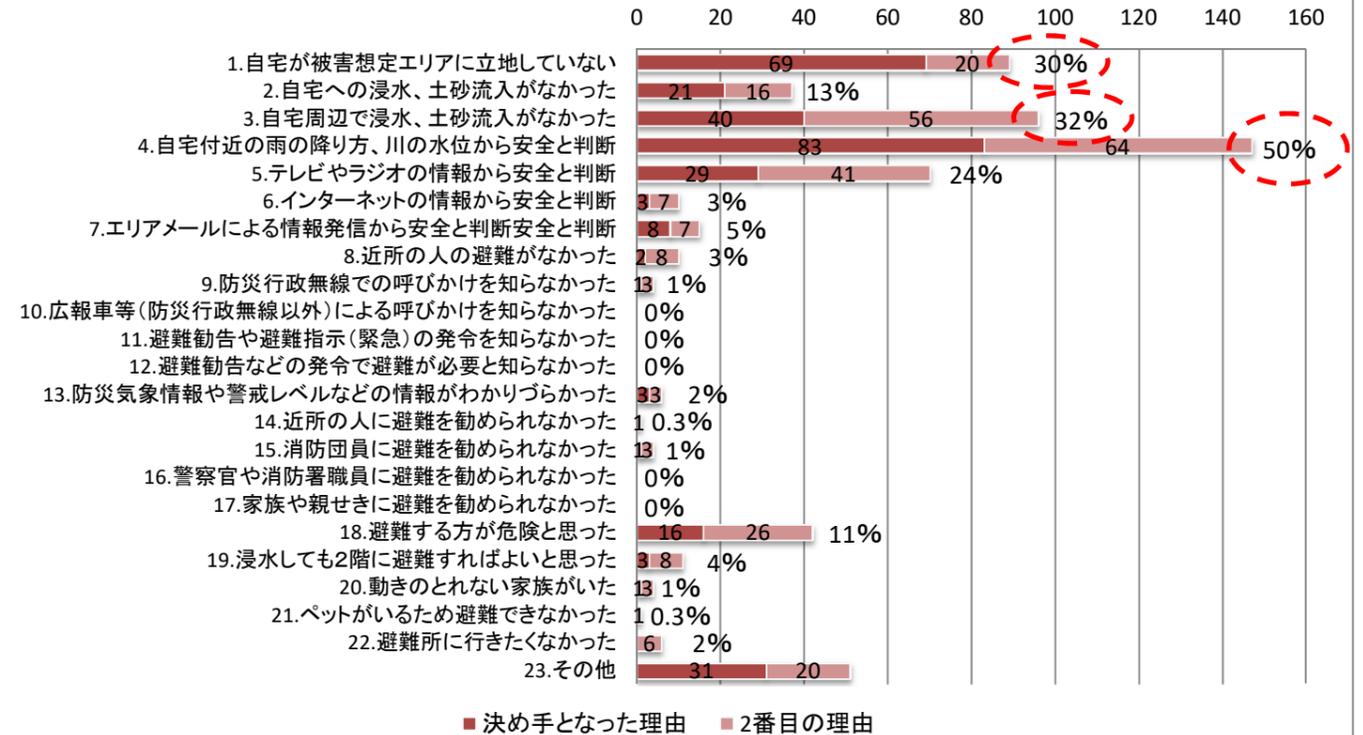
●避難を行った理由と行わなかった理由との比較

- ・避難を行った理由では、防災行政無線やテレビ・ラジオ、避難勧告など、外部からの情報に基づき行動する傾向が見られたのに対して、避難を行わなかった理由では、自宅付近の雨の降り方や土砂流入がないことなど、自宅周辺の状況を勘案する傾向が見られた。

【全体】避難を行った理由(n=108)



【全体】避難を行わなかった理由(n=296)



<「19.その他」の主な回答内容>

- 避難の見本となるべく自主的に避難。
- 町内会の申し合わせに従って行動。
- 自主防災組織として避難所運営のサポートに携わるため。
- 3年前の大雨の経験から自主的に「避難したい」という人がいた など

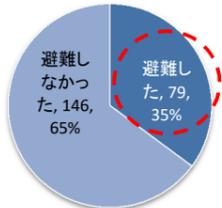
<「23.その他」の主な回答内容>

- 事前に避難勧告を出されても、雨・風の情報がリアルに感じられないため。
- 避難場所への移動に問題がある、避難所が遠い。
- 自主防の代表として、最後まで地域の人々の避難の状況を見ておく必要があった。
- 避難所の方が危険。(土砂災害警戒区域にある) など

2-2 アンケート結果【避難行動について(広域振興局別)】

【沿岸】避難行動の割合

送付:345件
回答:225件(回答率:65.2%)



【沿岸局管内の市町村】
宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村

＜沿岸局管内の特徴＞

○「避難した」割合は35%。

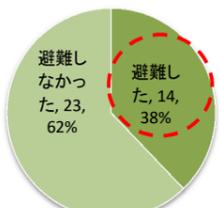
○避難した理由として最も多かったものは、「9.防災行政無線による呼びかけ」(61%)であり、「5.テレビやラジオの情報」(41%)、「11.避難勧告の発令」(28%)と続く。

○避難しなかった理由として最も多かったものは、「4.自宅付近の雨の降り方、川の水位から安全と判断」(47%)であり、「3.自宅周辺で浸水、土砂流入がなかった」(32%)、「1.自宅が被害 想定エリアに立地していない」(30%)と続く。

○避難しなかった理由として、「18.避難する方が危険と思った」が23%と他の地区よりも割合が大きくなっている。

【県北】避難行動の割合

送付:49件
回答:37件(回答率:75.5%)



【県北局管内の市町村】
久慈市、普代村、野田村、洋野町

＜県北局管内の特徴＞

○「避難した」割合は38%と3地区で最も割合が大きい。

○避難した理由として最も多かったものは、「9.防災行政無線による呼びかけ」(79%)であり、「5.テレビやラジオの情報」(50%)、「11.避難勧告の発令」(29%)と続く。

○避難しなかった理由として最も多かったものは、「3.自宅周辺で浸水、土砂流入がなかった」(39%)と「4.自宅付近の雨の降り方、川の水位から安全と判断」(39%)が同率であり、「1.自宅が被害想定エリアに立地していない」(35%)と続くが、他地区と比べて、割合の差は小さい。

○また、避難しなかった一番の決め手としては、「1.自宅が被害想定エリアに立地していない」が最も割合が大きくなっている。

【県南】避難行動の割合

送付:326件
回答:139件(回答率:42.6%)



＜県南局(一関市)の特徴＞

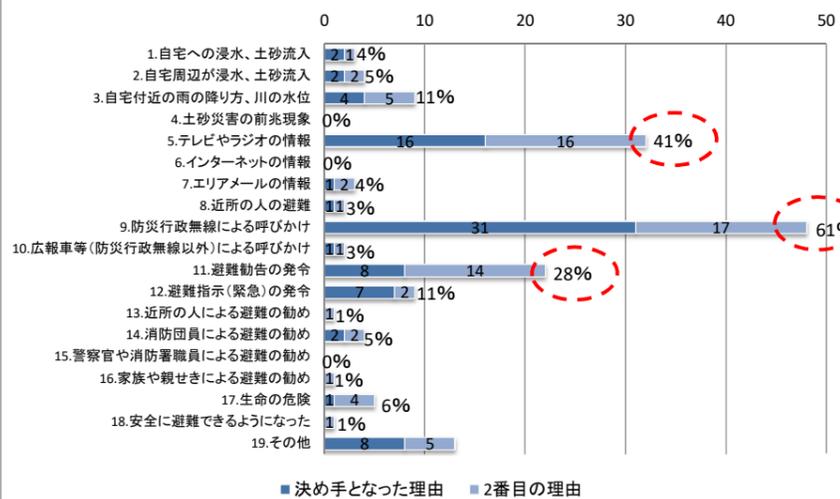
○「避難した」割合は10%と3地区で最も割合が小さい。

○避難した理由として最も多かったものは、「11.避難勧告の発令」(36%)であり、他地区と比べて避難勧告をきっかけとしている割合が大きい。以下、「9.防災行政無線による呼びかけ」(36%)、「5.テレビやラジオの情報」(29%)と続く。

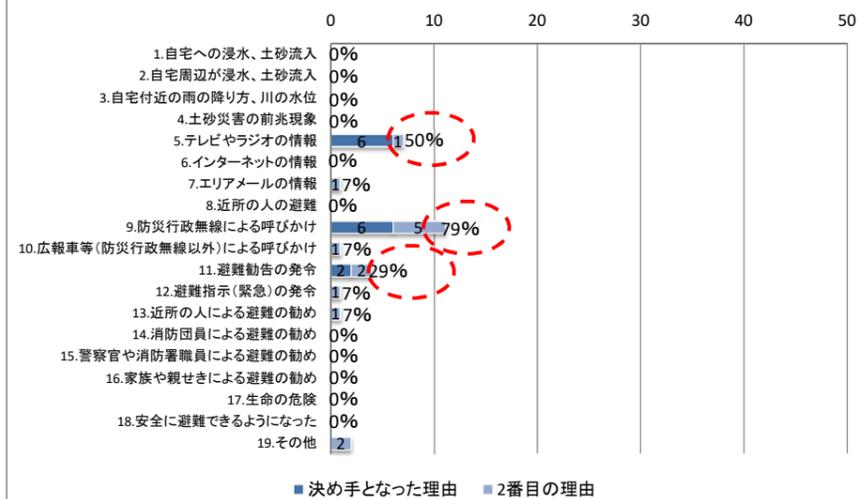
○避難しなかった理由として最も多かったものは、「4.自宅付近の雨の降り方、川の水位から安全と判断」(55%)であり、「3.自宅周辺で浸水、土砂流入がなかった」(33%)、「5.テレビやラジオの情報から安全と判断」(32%)と続く。

○他地区よりも「テレビやラジオからの情報」を避難しない理由として挙げるの割合が大きくなっている。

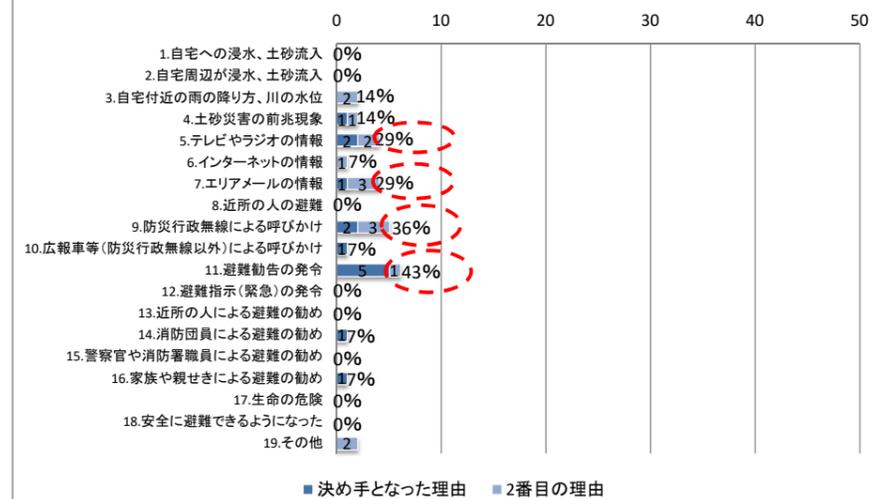
【沿岸局】避難を行った理由(n=79)



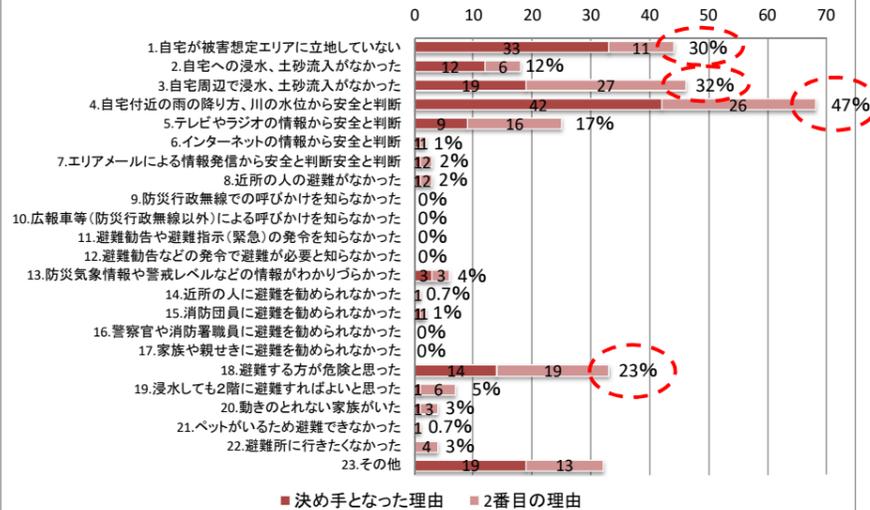
【県北局】避難を行った理由(n=14)



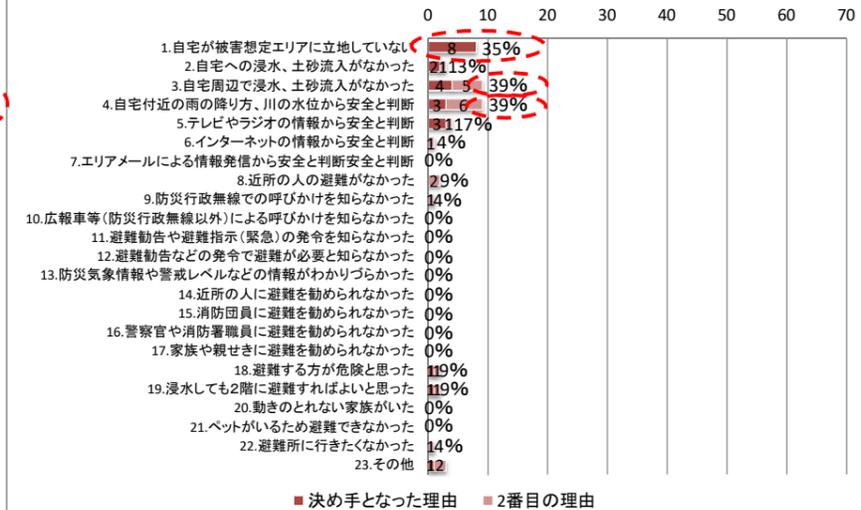
【県南局(一関市)】避難を行った理由(n=14)



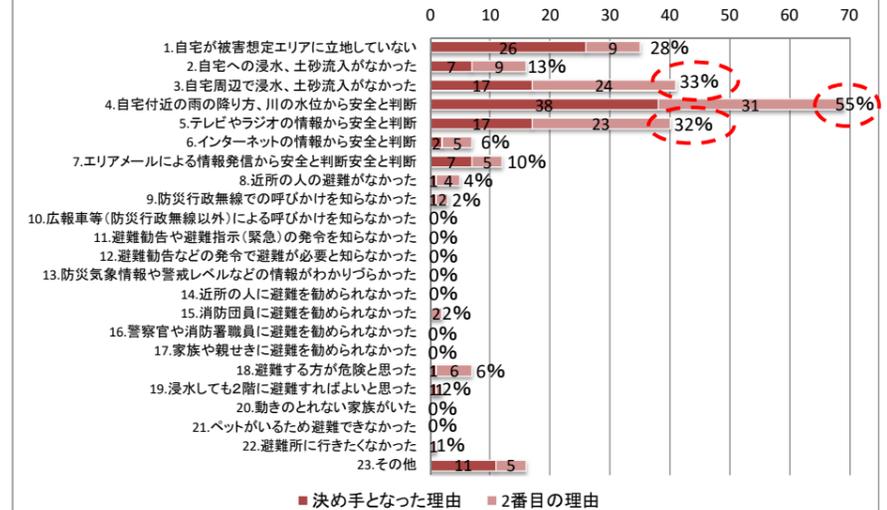
【沿岸局】避難を行わなかった理由(n=146)



【県北局】避難を行わなかった理由(n=23)



【県南局(一関市)】避難を行わなかった理由(n=125)



【3地区における回答傾向の比較】

●避難行動の割合

・海沿いに位置する沿岸局及び県北局管内において、避難割合が高い結果となった。

●避難を行った理由

・避難のきっかけとなった項目としては、概ね「9.防災行政無線による呼びかけ」、「5.テレビやラジオの情報」、「11.避難勧告の発令」の3項目に回答が集中し、他の項目への回答は少ない、あるいは、全くないという状況となった。

・一方で、沿岸部と内陸部(一関市)とで、やや異なる回答傾向となった。

●避難を行わなかった理由

・避難を行わなかった理由としては、「4.自宅付近の雨の降り方、川の水位から安全と判断」、「3.自宅周辺で浸水、土砂流入がなかった」、「1.自宅が被害 想定エリアに立地していない」、「テレビやラジオの情報から安全と判断」の4項目に回答が集中した。また、沿岸局管内及び一関市においては、「18.避難する方が危険と思った」にも一定程度の回答があった。

・3地区における回答の傾向は、若干の差異は認められるが、ほぼ同じといえる。

3 アンケート結果【その他自由記載欄への回答】

<個人としての意見(「避難した」と回答)>

○個人としての意見のうち、**避難した方**の回答を抽出すると、右のグラフのとおり、「防災意識」、「情報」、「避難所」に関する意見が多く見られた。

○主な意見は以下のとおり。

【防災意識】

- ・住民の危機意識の向上が必要。
- ・避難勧告が出ているのにまだまだ避難する人が少ない。個人の意識の向上が必要。
- ・東日本大震災から8年が経過し、避難(逃げる)意識が薄れていると思われる。

【情報】

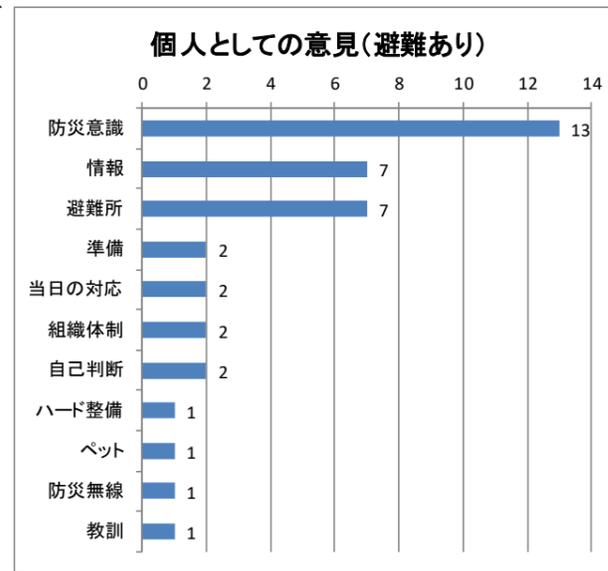
- ・仮に空振りに終わっても早めの勧告等を出してほしい。
- ・早めの避難勧告が発令されて良かった。
- ・テレビの気象情報は重要でさらに詳細な正確な情報を望む。

【避難所】

- ・自分の家よりも避難所の方が危険と思うことがある。
- ・今後も高齢者の居住環境を考えた避難場所設定を望む。

【その他】

- ・若い人は仕事で防災活動に参加がむずかしく、活動の中心は仕事のリタイア組となる。リタイア組は活動できるが、体力が続かない。若い人が活動できるような環境、会社等への働きかけなどをできないものかと思う。(組織体制)
- ・3年前の台風第10号の教訓が生かされて、地域住民の防災意識が高まったことが避難行動につながった。(教訓)
- ・避難するときにペットを残していくこととなり、かなりの決断が迫られる。(ペット)



<組織としての意見(「避難した」と回答)>

○組織としての意見のうち、**避難した方**の回答を抽出すると、右のグラフのとおり、「当日の対応」、「防災意識」、「避難所」に関する意見が多く見られた。

○主な意見は以下のとおり。

【当日の対応】

- ・台風の影響で避難所が停電し、夜9時すぎに市職員の誘導で移動。誘導があったにせよ大変な恐怖。電源が無くても一晩明かせる対策・対応が必要では。
- ・地域で高齢者も多いことから今後も市からの避難準備情報等により、早期避難を促す。
- ・避難の呼びかけは危険が伴うので行わないこととしている。また、どのような活動をしてよいかわからない。

【防災意識】

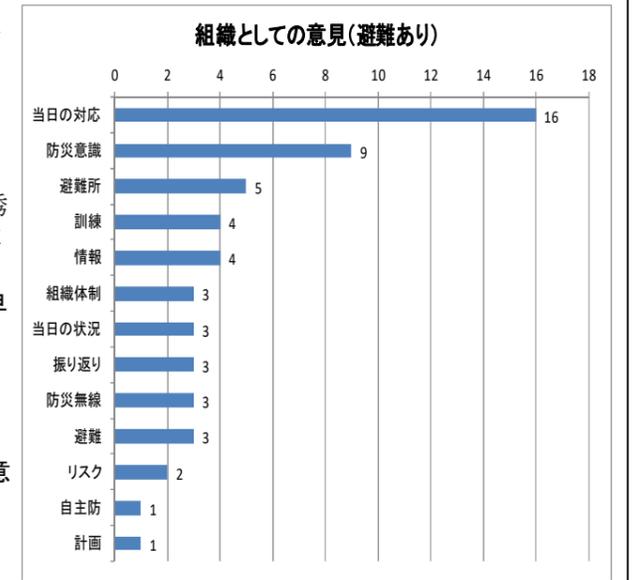
- ・組織として、何もしていなかったことや市の研修等もなく、地域住民の意識の低下の怖さを知った。

【避難所】

- ・避難所が砂防指定地の範囲内にあるので土石流が心配。
- ・歩行がスムーズでない高齢の女性(一人暮らし)に避難を勧めたが自宅にいるとのこと。避難の勧め方や避難所としての公民館の在り方を検討しなければならない。

【その他】

- ・風水害の訓練を要望したい。大きな災害が多く、訓練の積み重ねが必要。(訓練)
- ・全員を避難させるには、各班に2名以上の担当者、責任者のはりつけが日頃から必要と思われた。(振り返り)



<個人としての意見(「避難しなかった」と回答)>

○個人としての意見のうち、**避難しなかった方**の回答を抽出すると、右のグラフのとおり、「リスク」、「自己判断」、「当日の対応」、「避難所行動」に関する意見が多く見られた。

○主な意見は以下のとおり。

【リスク】

- ・防災マップで浸水等が安全だとされている場所でも、ゲリラ豪雨等過去に想定されていない雨量になれば、小川や沢等を大量の水が流れ、場合によっては溢れ、道路や民家を浸水させる恐れがある。スムーズに流れるよう常日頃障害物を除去していくことが大事であると思われる。
- ・河川では川底整理で大きな災害を防ぐことができると思うので、常日頃の川底管理を大事にしていきたい。

【当日の対応】

- ・地域を巡回して安全だと思ったので避難しなかった。
- ・区長の立場で市の防災気象情報、避難指示等により区民に警戒を呼びかけた。

【自己判断】

- ・雨量や風などの状況で避難しなかった。
- ・夜中だと雨風が強く、外に出歩くと危険だと感じ、家にいた。

【避難所】

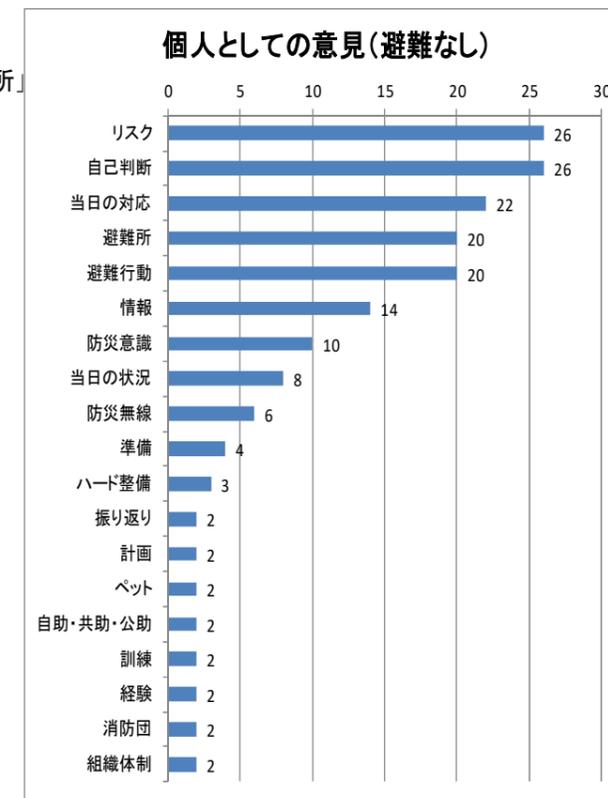
- ・避難所までの距離があり、移動の際の危険を感じた。
- ・避難所(学校)は障がい者に全く不向き。

【避難行動】

- ・避難の前例を経験していないと積極的に避難する度合いがわからないのではないか。
- ・地域内には高齢者世帯(1名は寝たきり)のところもありますが、市の避難支援者には同意しておらず、プライベートの関係もあり、どこまで関与すべきか難しい。

【その他】

- ・避難を勧めて回っても避難場所が遠いことと過去に台風被害の経験がないので避難に応じない。(防災意識)
- ・気象情報の中で町内のどの地域も雨量など、どの程度か地域内の情報が必要と思う。(情報)



<組織としての意見(「避難しなかった」と回答)>

○組織としての意見のうち、**避難しなかった方**の回答を抽出すると、右のグラフのとおり、「当日の対応」、「リスク」、「避難行動」、「避難所」に関する意見が多く見られた。

○主な意見は以下のとおり。

【当日の対応】

- ・当地区は山沿いの集落、一部土砂災害警戒区域であり、危険な自宅には避難の呼びかけ等は行った。
- ・自治会として自主避難所を開設したが、利用者はいなかった。

【リスク】

- ・土石流等で危険とされるところが地区内のほとんどで、へたに動くと巻き込まれるおそれがある。

【避難行動】

- ・洪水や土砂災害などの講演を実施しており、多くの集落の方々が早めの避難を実施した。
- ・今回の台風は夜間の接近であったが、夜間の行動は危険であり、地域の情報を得るのが難しく結局朝になるのを待つしかなかった。これで良かったか不明。

【避難所】

- ・避難所の指定について事前の協議がなく、その運営方法も何ら協議説明がないため、責任の所在が明確化されていないことから、避難所開設の可否も含め、不安が大きい。
- ・全域に避難指示を出しても避難場所が地域に1つしかない全員そこへ避難したとしても現実的な人数ではない。

【その他】

- ・各自主防災組織の個々の状況に細やかに対応してくれる自治体のコーディネーターが設置されて、自主防災組織をバックアップしてくれるとありがたい。(組織活動)
- ・自主防幹部の専門的な研修もいいが、地域に来て身近な訓練や注意事項などを教える事の方が住民に広く理解されるのでは。(防災意識)
- ・夜間の避難指示はかえって危険だと思った。早めの指示・行動を考えたい。(情報)
- ・各河川ごとのエリアメールは今後とも発信してほしい(情報)

